

武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画
(素案)

令和4年2月

武蔵野市

目次

	ページ
I. はじめに	
I-1 基本計画策定の目的	1
I-2 計画地	2
I-3 基本計画で用いる用語について	3
I-4 現況図	4
II. 保健センター増築	
II-1 保健センター大規模改修のための増築の必要性	5
1. 施設の老朽化の問題	
2. 保健センターの役割と機能の拡大による施設面積の不足	
3. 保健センター大規模改修の手法	
II-2 増築にあたっての基本理念	11
II-3 増築にあたっての基本方針	12
II-4 重点整備事項	13
III. 子ども子育て支援施設整備	
III-1 既存建物の検討	17
III-2 子ども子育て支援施設整備の検討	18
1. 複合施設の必要性の検討	
2. 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内 検討委員会（令和2年度）	
3. 子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議（令 和3年度）	
III-3 子ども子育て支援施設の基本理念	20
III-4 子ども子育て支援施設の基本方針	21
III-5 重点整備事項	22
IV. 施設計画	
IV-1 事業の進め方	25
IV-2 保健・子ども子育て支援複合施設の機能	26
1. 保健・子ども子育て支援複合施設に必要となる機能及び優 先順位	

2. 新たに強化を検討する施設・空間
3. 近接すべき機能、配置に配慮すべき機能

IV-3 施設計画案 32

1. 施設計画案の検討
2. 施設計画案

V. 建築計画

V-1 基本条件 34

1. 現施設の概要
2. 本施設に関する法令・基準等（建築基準法関係規定以外のもの）
3. 設計時から外部との調整・協議等を要する事項（建築基準法関係、インフラ関係を除く）

V-2 敷地条件 37

V-3 建築計画における留意事項 39

VI. 外構計画

VI-1 現況と配慮事項 41

1. 敷地及び周囲の状況
2. 配慮事項
3. 外構計画において必要な機能など

VII. 管理運営方針

VII-1 管理主体と施設内管理区分 44

1. 管理主体
2. 管理区分

VII-2 事業費の想定 45

VIII. 事業スケジュール 46

IX. おわりに 47

【巻末資料】

武蔵野市子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議
報告書

I. はじめに

I-1 基本計画策定の目的

現在の武蔵野市立保健センターは、昭和62年の開設から34年が経過し、施設設備の老朽化が顕著となっている。すでに排水管の不具合による漏水、夏季期間における空調設備の不具合など、事業の実施にあたり様々な支障が生じており、市民の健康の保持・増進を図り、疾病を予防するための公衆衛生の拠点施設であることから建物を目標準耐用年数（60年）まで使用するための大規模改修を早期に行う必要が迫っている。しかし、保健衛生や母子保健事業（乳幼児健康診査など）等の機能を休止して改修工事を行うことができない施設であり、大規模改修をどのように行うかが喫緊の課題であった。

加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症への対応により新たに保健センターが担う役割が増えるとともに、既存の事業においても感染予防対策の空間確保等が必要となったが、現在の建物のみでは対応が難しく、市役所の会議室に機能を分散させる等、事業を進めるうえで支障となる状況が発生しており、施設面積を拡充する必要性が生じている。

また、母子保健事業を担う保健センターとの親和性が高い子ども子育て分野については、第六期長期計画、第五次子どもプラン武蔵野において、子どもと子育て家庭への支援に関するこれまでの課題から、切れ目なく包括的な支援を実現する複合施設の必要性について検討を行うことが記載されている。

そこで、大規模改修のために必要な保健センターの増築により、施設面積と機能の拡充を図り、既存建物を利活用し、子ども子育て支援施設を含む複合施設として整備を行うことで、「健康危機管理体制の強化」、「妊娠期からの切れ目のない支援」等を実現する体制の構築を目指す。

本基本計画は、現在の保健センターの大規模改修を行うための様々な手法の検討を踏まえ、施設の基本的な方針や求められる役割・機能及び施設計画を明確にすることを目的として策定する。

I-2 計画地

本事業の計画地は、現在の保健センター及び隣接地を加え、一体とした敷地において、増築及び既存建物の大規模改修を行い、保健センター機能の拡充を図ると共に、新たに保健・子ども子育て支援複合施設を整備する。

敷地に関する詳細な事項については、「V 建築計画 (P.34~)」を参照。



計画地及び関係施設案内図

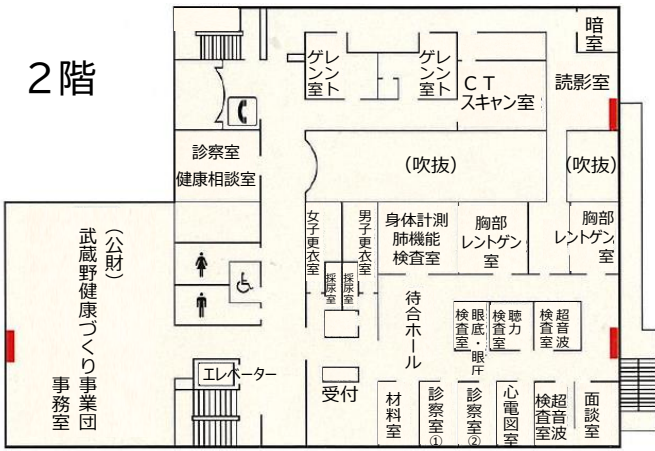
I-3 基本計画で用いる用語について

本基本計画で用いる用語のうち、特に説明を要すると思われるものを以下に示す。

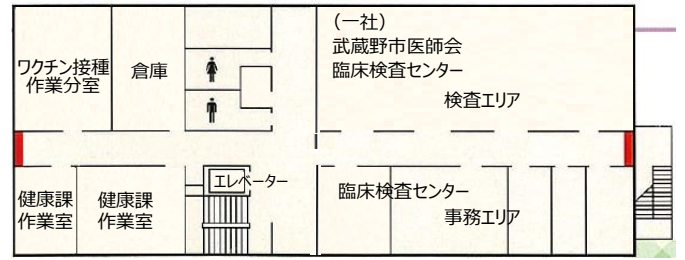
用語	説明
保健センター	武蔵野市吉祥寺北町四丁目8番10号にある市有施設。昭和62年に開設。地域保健法（昭和22年法律第101号）に基づき設置された、市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービス事業を行う施設のこと。
子育て世代包括支援センター	妊娠期からの切れ目のない支援を提供する体制のこと。本市においては、子ども家庭支援センター、保健センター（健康課）、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の5か所が連携して、妊娠期から子どもが18歳になるまで、子どもと子育て家庭を地域でサポートしている。
児童発達支援センター	障害児の通園事業をはじめ、地域の障害児やその家族への相談、障害児を預かる施設への援助や助言を行うなど、地域における障害児支援の中核を担う施設のこと。
教育支援センター	市内在住の幼児から思春期の子どもにより豊かな健全育成のため、一人ひとりの成長発達を支援する施設のこと。 教育相談をはじめ、不登校のお子さんの支援などを行っている。
既存建物	現在保健センターとして使用されている建物のこと。
大規模改修	既存建物の経年劣化等による不具合を解消し、今後も長期にわたり健全に利用できるようにする改修のこと。
増築	既存建物を解体することなく新たな建物を建て増すこと。
増築部分	増築で新たにつくられた建物の部分のこと。
子ども子育て支援施設	第六期長期計画で検討することが示された、子どもと子育て家庭への包括的支援を行うための施設。現在の子ども子育てに関する3つのセンター〔子育て世代包括支援センター（子ども家庭支援センター及び健康課母子保健事業）、児童発達支援センター及び教育支援センター〕の情報共有とより高度な連携を構築することを目指す。
保健・子ども子育て支援複合施設	保健センターと子ども子育て支援施設を一体的に整備した複合施設のこと。
隣接地	本基本計画では、保健センターの北側に隣接する旧中央図書館跡地を示す。現在は旧中央図書館の上屋は解体されているが、基礎・杭等の地中の工作物は存置されている。

I-4 現況図

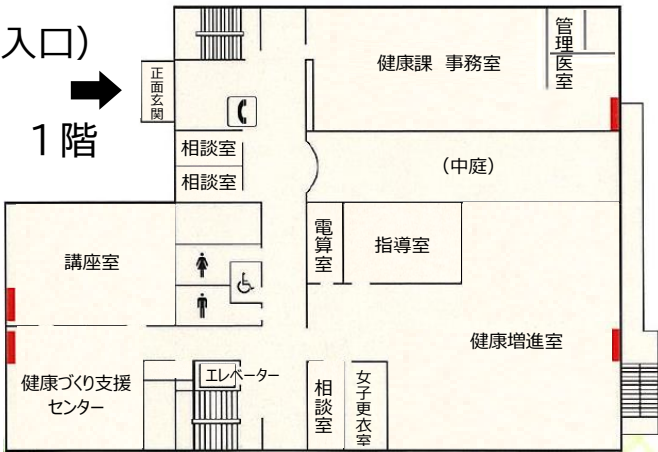
2階



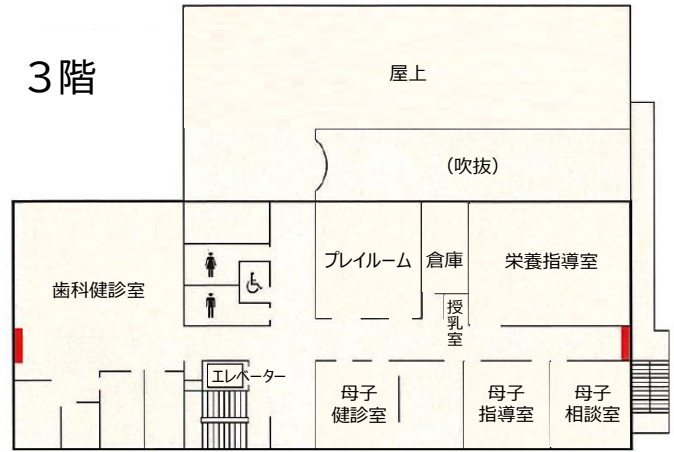
4階



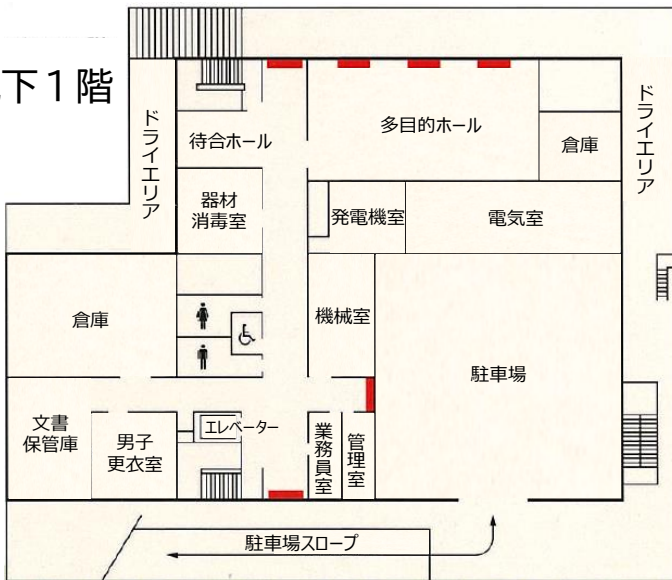
(入口) 1階



3階



地下1階



Ⅱ. 保健センター増築

Ⅱ-1 保健センター大規模改修のための増築の必要性

1. 施設の老朽化の問題

現在の保健センターは、施設設備の老朽化が顕著となっており、排水管の一部損傷による天井からの漏水や、夏季期間における空調設備の不具合など、事業の実施にあたり様々な支障が生じてきた。市民の健康の保持・増進を図り、疾病を予防するための公衆衛生の拠点施設であることから早期対応が必要な課題であった。

そのような状況の中、武蔵野市第3期健康福祉総合計画（平成30年3月策定）において「劣化状況、利用状況を踏まえ、大規模改修を行い長期利用する」と示し、令和2年度に施設・設備の劣化度調査を実施した結果、特に給排水設備の早急な全面的改修が必要と判定された。さらに給排水設備以外にも外壁・防水・空調など様々な施設・設備の劣化状況が認められ、全面的な大規模改修が必要という調査結果となり、早急に施設改修を計画する必要性が生じた。

また、改修にあたっては保健センターで事業を継続しながらの工事は困難であるという結果も示された。保健センターではがん検診や乳幼児健康診査等の各種健（検）診や市内医療機関からの依頼による医療機器を利用した依頼検査、臨床検査業務などを実施しており、事業を休止することにより、市内の医療活動や妊産婦及び乳幼児への支援に著しく影響を与えることから、改修期間における事業継続の担保が必要条件となった。

【保健センターの建物・設備劣化度調査結果】

保健センター		
外壁	2	■ 社会的劣化： ・ 室用途の変化
防水	2	
金属部等	2	
内装	4	■ 機能的劣化： ・ 機器類の劣化
建具等開口部	2	
給排水衛生	1	
空調	2	
電気	3	
昇降機設備	5	



総合評価	コメント
1	劣化がかなり進行している (早急に修繕工事が必要)
2	劣化が進行している(修繕工事が必要)
3	劣化が認められる(修繕工事の検討を要する)
4	劣化が多少認められる
5	劣化がほとんど認められない

2. 保健センターの役割と機能の拡大による施設面積の不足

保健センターは、市民の健康の保持及び増進を図るための総合的な保健サービス事業を行う施設として、横河電機(株)の検査機器寄贈や(一社)武蔵野市医師会等の協力をいただきながら、昭和 62 年に開設された。

当時の保健センターでは、健康相談及び健康教育、健康診査、がん検診、人間ドック、母子保健、予防接種、食育、機能訓練等を実施し、市民が各々の目的で来館することで、健康増進につながる様々な情報等にアクセスすることができる施設であった。その後、開設から 34 年が経過する中、健（検）診事業や予防接種事業は、武蔵野市医師会等の協力により各医療機関で実施する個別方式も始まり保健センターでの役割が縮小した一方、地域保健法の改正等により乳幼児健康診査等が保健所から市（保健センター）に移管され、また、特定健康診査・後期高齢者健康診査や特定保健指導の事業開始、市民の主体的な健康づくり支援を行う健康づくり支援センターの設置、災害時医療体制の整備やこころの健康づくり・食育の総合的かつ計画的な事業体制の整備など、様々な事業が保健センターで新たに展開されてきた。

また、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い既存の事業においても感染予防対策の空間確保等が必要となった中で、新型コロナウイルス対策やワクチン接種等、市民の命を守るため、業務はさらに拡大しているが、保健センターの建物のみでは施設面積が不足するため対応が難しく、市役所の会議室に機能を分散させる等、事業を進めるうえで支障となる状況が発生している。

このように社会情勢や市民ニーズの変遷に伴い、保健センターに求められる役割や機能も大きく変化する中でも、引き続き「誰もがいきいきと安心して健康に暮らせる切れ目のない支援体制」を整備することが求められている。

保健センターが担う主な機能		
健康課	健康増進に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・健康相談（健康なんでも相談、保健健康相談、歯科健康相談） ・健康教育、健康講座（食育を含む） ・成人予防接種 ・各種健診・保健指導 ・がん検診、その他の検診 ・介護予防事業（各種健康体操・教室）など
	母子保健に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・妊婦電話相談、子育て相談（電話・面接・訪問） ・母子手帳の交付 ・ゆりかごむさしの面接（保健師等による妊婦面接） ・産後ケア事業 ・要支援家庭に対する保健師個別援助活動 ・妊婦及び産後の各種健康診査 ・乳幼児の各種健康診査 ・子どもの歯科保健 ・子どもの予防接種 ・未熟児養育医療給付事業 ・ゆりかごむさしのフェスティバルなど

	感染症対策に関するもの	(新型コロナなど新たな感染症への対応) <ul style="list-style-type: none"> ・ 臨時予防接種の受付・実施 ・ 感染症に対する検査の調整 ・ 感染症に対する医療体制の調整 ・ 感染症予防対策の調整 など
	その他保健衛生に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会、助産師会との連携（連絡・調整） ・ 保健所との連携（連絡・調整） ・ 災害時医療拠点、災害時医療資機材倉庫 ・ 自殺総合対策 ・ 休日診療事業 ・ 熱中症対策 ・ 受動喫煙対策 など
武蔵野健康づくり事業団	健（検）診に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種健（検）診事業（胃がん検診／肺がん検診、若年層胸部検診、乳がん検診／大腸がん検診／骨粗しょう症予防健診／肝炎ウイルス検診） ・ 特定保健指導 ・ 地域医療機関からの依頼検査 ・ 総合健康診査（人間ドック） ・ 市内事業所等の職域健診 など
	健康づくりに関するもの ＜健康づくり支援センター＞	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくり推進員、健康づくり人材バンク、健康づくりパートナーによる主体的な健康づくり支援 ・ 年代に応じた各種健康講座・教室 ・ 介護予防事業（各種健康体操・教室） ・ 健康づくり情報発信 など
市医師会臨床検査センター	臨床検査に関するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人間ドックを実施している武蔵野健康づくり事業団や健康診査等を実施している市内医療機関等から送られてくる検体（血液・尿など）の検査・分析 など

【新型コロナウイルス感染症により新たに必要性が明らかとなった主な役割・機能】

新たな感染症が発生した場合に備え、下記の機能を確保していく必要がある。

- ワクチン接種を想定した臨時接種会場、接種資器材・ワクチン保管室、執務室等の諸室機能
- 各医療機関等を支援するための感染症対策衛生用品（マスク・防護衣等）の備蓄機能
- 感染症に関する情報の集約・発信を行う拠点機能
- 武蔵野市の各師会、医療機関等との連携機能
- PCR検査等の医療検査体制の調整・整備機能
- 感染防止対策を徹底した安心安全に受診できる各種健（検）診体制機能

3. 保健センター大規模改修の手法

保健センターは、前述のとおり排水管の漏水など施設設備の老朽化が顕著となったため、平成 28 年より主に下記のとおり市内横断的に手法の検討を実施し、保健センター大規模改修の手法における方向性を整理した。

(1) 大規模改修の工事概要及び長期休館・事業休止の可否の検討（平成 28 年～29 年度）

施設設備の老朽化を受け、平成 28 年より大規模改修の内容・工事期間等について市内の公共施設保全担当部署とともに検討を行った結果、概ね 10 か月程度の工事期間が必要であり、工事期間中は保健センターを閉鎖（長期休館）する必要があることが確認された。そのため、休館・事業休止の可否を検討したが、保健センターでは、前述した「保健センターが担う主な役割」のとおり、がん検診や乳幼児健康診査等の各種健（検）診や市内医療機関からの依頼による医療機器を利用した依頼検査、臨床検査業務などを実施しており、事業を休止することにより、市内の医療活動や妊産婦及び乳幼児への支援に著しく影響を与えること等から、武蔵野健康づくり事業団等との協議や市内検討の結果、休館・事業休止は難しいことが確認された。

(2) 他施設への移転複合化の検討（平成 29 年度～30 年度）

他施設への移転複合化については、市の施設や多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターなど東京都が管理する施設も含めて検討を行った。平成 29 年より多摩府中保健所武蔵野三鷹地域センターの使用等について東京都と協議し要望を行ってきたが、実現の可能性は極めて低いことが確認された。また、他施設についても、床面積 4,000 m²超の保健センターを複合化できる既存施設がないことが確認された。

(3) 検査機器の移設及び検診車レンタルによる対応手法の検討（平成 29 年度～30 年度）

長期休館・事業休止による大規模改修が難しいことが確認されたため、武蔵野健康づくり事業団が保有している検査機器の移設に関する検討を進め、移設にかかる候補地の選定、移設費用、移設環境の必要条件や課題等について武蔵野健康づくり事業団と整理を行った。また、検査機器を移設せずに、検診車レンタルによる対応を検討したが、検診車のレンタルコストが過剰となること、保健センターでの受診者は高齢者や障害者が多く、乗降の際に転倒するなどの危険性があること、発電機による電源確保を行った場合は振動・騒音・臭気等による周辺への影響が大きいことが課題としてあげられた。

(4) 福祉 3 施設の大規模改修等に関する課題整理（令和元年度～2 年度）

保健センターのほかに高齢者総合センターや障害者福祉センターも開設から 25 年以上経過しており、市としては福祉 3 施設の機能を停止することなく、最も合理的な手法で総合的に大規模改修等を進める必要があったため、隣接地に保健センターを新たに建設し、既存建物を他 2 施設の大規模改修等に伴う仮設（一時移転）として利用した後に既存建物を大規模改修する場合の検討を行った。さらに令和 2 年度より福祉施設大規模改修検討ワーキングを設置し検討を進めた結果として、各施設の改修工事着手までの期間が長くな

り、各施設の運営に支障が生じる等の要因から、3施設の一体的な大規模改修事業の手法は難しいことが確認された。

(5) 仮設建物への一時移転による改修の検討（令和2年度～3年度）

保健センターについては、前述の福祉2施設とは別に単独で大規模改修を進めることとなったため、「仮設建物への一時移転による改修」について専門委託事業者とともに庁内検討を行った。

まず、（公財）武蔵野健康づくり事業団が保有する検査機器に関する検討を行ったところ、仮設建物に移設し、改修後の保健センターに再移設した場合、2度の移設が必要となることから移設コストが2倍となることや、移設による検査機器への負担により検査精度を損なう可能性があり、移設回数は最小限に留める必要があることが課題としてあげられた。

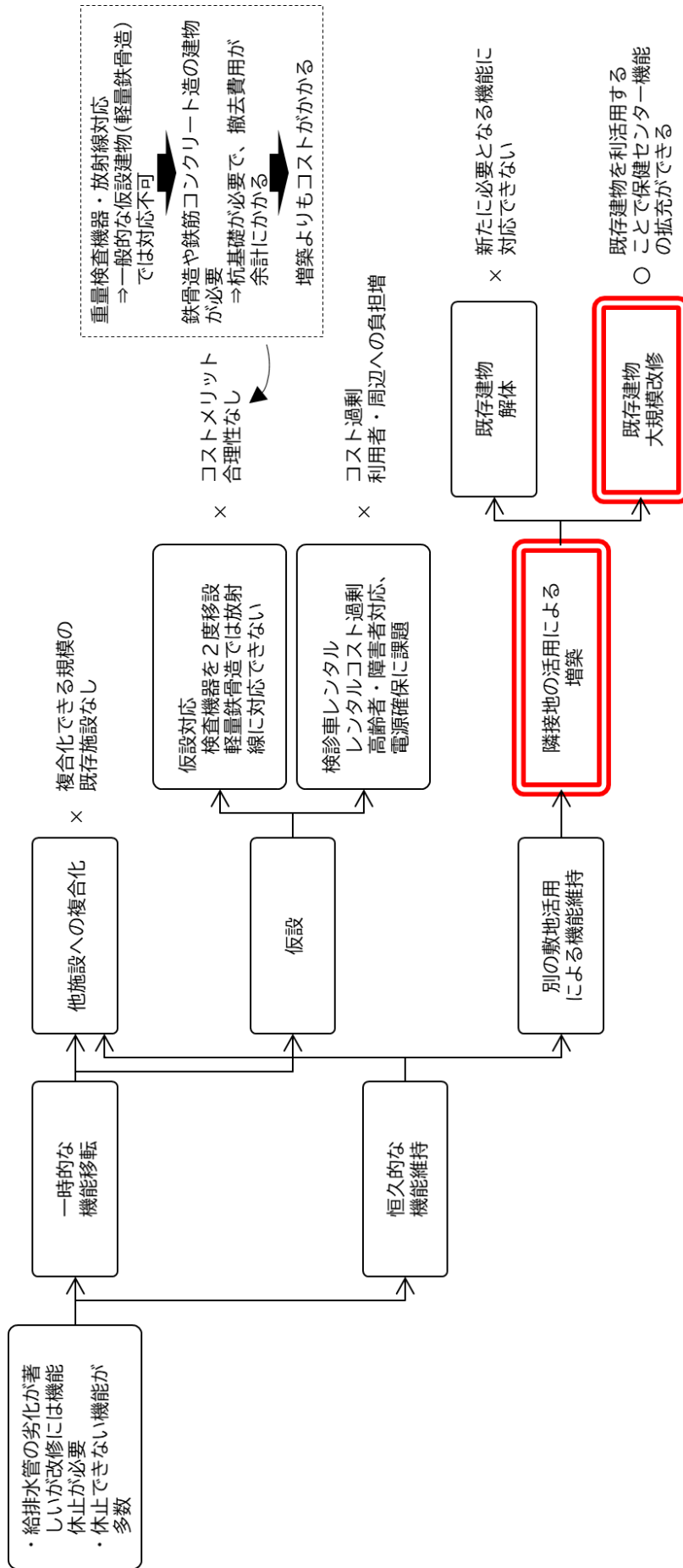
また、仮設建物に検査機器を移設する場合、重量検査機器及び放射線に対応できる構造が必要であり、一般の仮設建物に使用される簡易な軽量鉄骨造では対応できず、通常の建物と同様の鉄骨造や鉄筋コンクリート造等にする必要があることから、仮設建物とするコストメリットが見込めないことが確認された。

さらに、保健センターの事業継続のためには、同規模の床面積を確保する必要があり、隣接地の条件から4、5階建て程度の建物となる。4、5階建ての建物を支えるには杭基礎が必要となることから、大規模改修完了後の仮設建物解体費用を考慮すると、建替えを行うよりもコストが増大することが確認された。

これに加えて、仮設（一時移転）を解体し、既存建物を大規模改修した場合においては、大規模改修後も施設面積は大きく増えることはなく、前述の保健センターの役割と機能の拡大による施設面積の不足が解消されず、保健センターに「新型コロナウイルス感染症により新たに必要性が明らかとなった役割・機能」等を十分に備えることは難しいことが確認された。

(6) 保健センター大規模改修の手法における方向性（令和3年度）

これらの検討に基づき、仮設建物への一時移転ではなく、「建物本設による機能維持」を採用するという方向性が武蔵野市公共施設等マネジメント庁内推進本部会議において決定された。さらに、現在の保健センターの建物については、解体または大規模改修のうえ利活用することが検討され、隣接地は、敷地面積や各種法的制限により現在の保健センターと同規模以上の床面積が確保できず、新型コロナウイルス対応等により新たに生じた課題に対応することができないため、隣接地を活用した増築による機能維持を行い、その後に既存施設の大規模改修を行い、利活用することにより課題解決を図ることで計画を進めることとなった。



【検討フロー図】

Ⅱ－２ 増築にあたっての基本理念

誰もがいきいきと安心して暮らし続けられるよう、
オールライフステージにわたる保健サービスを行う
市民の生命と健康を守る地域医療を充実し、連携を強化する



Ⅱ－３ 増築にあたっての基本方針

今回の増築において、基本理念に基づき武蔵野市第六期長期計画に掲げる基本施策を実現するため、以下の基本方針を定め、施設計画に反映する。

①「健康危機管理対策を推進する」

【長期計画 1 健康・福祉 基本施策2－(3)】

- ・新たな感染症等への備えと体制確保
- ・ワクチン接種事業を想定した施設環境の整備
- ・感染症に関する適切な情報提供
- ・感染症対策衛生用品備蓄の充実
- ・本施設内における感染防止策の徹底
- ・災害時医療体制の推進

②「妊娠期からの切れ目のない支援を推進する」

【長期計画 2 子ども・教育 基本施策1－(1)～(3)、4－(6)】

- ・全ての子どもと子育て家庭に対する包括的な支援
- ・母子保健と子育て支援の連携による予防を重視した支援
- ・異なるライフステージの支援者の連携による、妊娠期から子どもが18歳になるまでの一貫した子どもと子育て家庭への支援
- ・全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるためのサポート

③「一人ひとりの主体的な健康づくりの促進を図り、“健康長寿のまち武蔵野”を推進する」

【長期計画 1 健康・福祉 基本施策1－(1)】

- ・健康に関する相談支援
- ・個々に応じた健康に関する情報提供
- ・予防を重視した健康診断や検診の推進
- ・健康への関心を高め、主体的な健康づくりを支援
- ・地域団体との連携、地域資源を活用した環境づくり
- ・「食」に関するセルフマネジメントとライフステージに応じた支援

④「地域医療機関の充実と連携強化を推進する」

【長期計画 1 健康・福祉 基本施策2－(1)】

- ・市内における地域医療体制の確保
- ・各師会、医療機関との連携
- ・地域医療機関等からの依頼による各種検査

Ⅱ－４ 重点整備事項

(1) 健康危機管理対策を推進する

…【基本方針①】長期計画 1 健康・福祉 基本施策2－(3) 関連

＜新たな感染症や災害に備えた体制の整備＞

〔課題・背景〕

- ①保健センター開設から34年が経過する中、社会情勢や市民ニーズの変化に伴い、保健センターに求められる役割・機能も大きく変化し、様々な事業が保健センターで新たに展開されてきた。
- ②特に新型コロナウイルス感染症への対応では、ワクチン接種や医療機関等への衛生用品の支援などの必要性が明確となった。感染症対策・ワクチン接種業務、ワクチン保管、衛生用品備蓄などに要するスペースも必要となり、ワクチン接種事業については保健センターだけでは、事務も含めた事業を実施することはできず、執務室や資料保管場所については市役所の会議室を暫定利用し、対応せざるを得ない状況であった。
- ③東日本大震災等の教訓を踏まえ、災害時医療体制の見直しや、資器材の整備等の課題にも対応することが求められ、災害に備え様々な対策を検討してきた。

〔役割・機能〕

1	ワクチン接種事業を想定した施設環境の整備 新施設には、新型感染症が発生した場合におけるワクチン臨時接種会場の設置を想定したスペースを確保する。また、ワクチン接種事業に必要な資器材保管室やワクチン保管設備、執務室、予診票等の資料保管スペースなどを想定した施設環境を整備する。
2	新たな感染症や災害に迅速かつ円滑に対応できる諸室転用機能の新設 新型感染症が発生した場合や震災時にはワクチン接種以外にも様々な用途のスペースが必要となるため、平常時に会議室やオープンスペース等で使用しているスペースを緊急時には最優先でワクチン接種や各種感染症対策及び防災対策に転用できる仕組みを事前に確立する。
3	感染症対策衛生用品等の備蓄機能の拡充 新型コロナウイルス対応を踏まえ拡充した感染症対策衛生備蓄品や東日本大震災等の教訓を踏まえ整理した災害時医療資器材等を格納する倉庫を拡充する。
4	非常発電関連設備の強化・拡充 震災による停電時にも保健センターでの災害活動・優先継続業務が確実に行えるように、非常用自家発電設備から電源供給される非常用電源コンセントや非常用照明、電気自動車充電設備等の強化・拡充を図る。

(2) 妊娠期からの切れ目のない支援を推進する

…【基本方針②】

長期計画 2 子ども・教育 基本施策 1 - (1) ~ (3)、4 - (6) 関連

<妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制の整備>

〔課題・背景〕

- ① 家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、妊産婦・子育て家庭の孤立感や負担感が高まっている中、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要になっている。
- ② 母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされ、令和3年4月に武蔵野市でも、健康課（母子保健）、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の連携による支援体制を整備し、子育て世代包括支援センターと位置づけた。
- ③ 子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を行う必要があるが、ライフステージごとに専門的な支援機関が異なり、さらに場所的な制約等から連携が不十分になってしまうと支援に切れ目を生じさせる要因ともなり得る。
- ④ 多様な部門間における高度な連携を図るため、子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターの3センターを中心に連携した相談支援体制を構築する必要がある。

〔役割・機能〕

1	3センターの連携による切れ目のない相談支援体制の構築 子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターの3センターの相談支援機能を同一の施設内に設置し、多様な部門でより高度な連携を図ることにより、妊娠期から子どもが18歳になるまで切れ目なく子どもと子育て家庭を支援する体制を構築する。
2	母子保健と子育て支援の一体的実施による早期発見と予防を重視した支援機能の強化 母子保健事業の「ゆりかごむさしの面接」や「乳幼児健康診査」等を支援の入口として、全ての子どもと子育て家庭への支援が始まり、そこから母子保健と子育て支援の一体的な支援を推進することにより、母子の健康維持や虐待等のリスクを早期に発見し、未然防止を図るとともに、子育てひろば等での気軽な相談から、必要な支援につなぐ取組みを強化する。
3	すべての健やかな成長・発達のサポート 母子保健、療育、教育支援に関わる専門職が、ひとりの子どもの成長・発達をともにサポートすることで、ライフステージが変わっても一貫した支援を提供する。

▶
ゆりかご
むさしの
面接



乳
幼
児
健
康
診
査



(3) 一人ひとりの主体的な健康づくりの促進を図り、“健康長寿のまち武蔵野”を推進する

…【基本方針③】長期計画 1 健康・福祉 基本施策1-(1) 関連

＜安全・安心に様々な健診・検診を受けられる環境の整備＞

〔課題・背景〕

- ①乳幼児健康診査の重要性は年々高まっており、検査の種類等も増加してきている。最近の事例では、3才児健康診査での屈折検査の導入により弱視を早期発見することについて、厚生労働省が市区町村に促進する方針を決定した。
- ②保健センターでの乳幼児健康診査では、スペース不足の原因から、1階で受付・待合・予診を行い、その後3階にて計測・診察・個別相談・歯科健康診査を実施しているという状況である。センター内での移動が複雑かつ多くなっており、受診者側にとっては乳幼児を連れた移動で大変であり、主催側にとっても運営に多くの人員を要する状況である。
- ③老成人の健(検)診を実施する武蔵野健康づくり事業団の健(検)診スペースが、中庭のスペースが使用できないために非効率な動線となっているうえ、検診着を着たまま一般来館者が往来する通路を行き来する状態となっており、空調や他者の視線等の受診環境の改善が必要である。
- ④福祉施設利用者など一般の医療機関では受診が難しい方への健康診断を積極的に実施しており、多様な受診者がストレスなく安心して受診できる環境の整備が必要である。
- ⑤健(検)診中における感染症対策も必要であり、密を避けるためにコロナ禍以前よりさらに多くのスペースを確保して健(検)診を実施している。(年間の乳幼児健康診査の受診者数：約3,600人)

〔役割・機能〕

1	円滑に移動でき、感染対策を徹底した健(検)診環境の整備 同一フロア内で乳幼児健康診査が実施できる体制を構築し、円滑に移動できることで受診者側・主催者側に負担が少なく、分かりやすい健診環境を構築する。待合室や健診室等で密にならないようなスペースを確保し、かつ回遊性のある極力一方通行な流れで健診が行える動線を構築する。老成人の健(検)診を実施する武蔵野健康づくり事業団の健(検)診環境についても同様に改善を図る。
2	乳幼児健診等に来館した乳幼児や保護者への配慮・工夫 乳幼児を乗せる大型自転車向けの駐輪場の整備や、ベビーカー置き場の常設設置、授乳室の機能向上(利用室数の拡充・給湯機の設置・おむつ替え台の設置)等により、受診のために来館した子どもや保護者が安心して施設を利用できるよう利便性の向上を図る。
3	ライフステージに応じた主体的な健康づくりの支援 健康に関する相談支援やICTの活用など様々な手法による健康情報の提供、各種健(検)、診、健康講座、食育事業などをライフステージに応じて実施する健康増進の拠点としての機能を引き続き確保していく。

(4) 地域医療機関の充実と連携強化を推進する

…【基本方針④】長期計画 1 健康・福祉 基本施策2 - (1) 関連

<市内の地域医療体制の確保とネットワークの強化>

〔課題・背景〕

- ①保健センターでは、様々な市内の医療機関や医師会・歯科医師会・薬剤師会・柔道整復師会・助産師会と連携して事業を実施している。また、新型コロナ PCR 検査センター開設やワクチン接種など有事の臨時対応でも多大な協力をいただいている状況である。
- ②三次救急病院である武蔵野赤十字病院をはじめとして、二次救急病院、歯科や薬局も含めた初期救急の医療機関等と連携して、平時だけでなく災害時やコロナのような緊急時にも安心して医療を受けられる体制を確保していくことが重要であると改めて認識された。
- ③保健センター開設当时には高度な医療検査機器を導入し、保健センターにて検査を受けられる環境を整備してきたが、その後の各医療機関での検査体制の充実や市民の検査ニーズの変化等から、必要とされる機器等を変更する必要も生じている。

〔役割・機能〕

1	地域医療との連携体制の強化 市内の各師会や三次救急病院である武蔵野赤十字病院、二次救急病院、歯科や薬局も含めた初期救急の医療機関等と連携して、平時だけでなく災害時やコロナのような緊急時にも安心して医療を受けられる体制を整備し、市民が安心して暮らせる地域医療体制を推進する。また、各医療機関と子ども子育て支援施設との連携も図りやすくなるため、より一層の連携強化を推進する。
2	地域医療機関等からの依頼による各種検査の連携実施機能の確保 武蔵野健康づくり事業団及び医師会臨床検査センターの移設に際して、現在実施している医療機関からの依頼による「CTやX線等の検査機器を利用した依頼検査」や「検体検査」について、保健センター開設時とは各医療機関の環境や市民の医療ニーズも変化していることから、社会情勢に応じて機器の精査や諸室規模の適正化を行いつつ、医療の高度化・多様化に対応するために引き続き必要な検査を実施していける機能を確保していく。

▶ 健康づくり事業団の検査機器



▶ 医師会臨床検査センター



Ⅲ. 子ども子育て支援施設整備

Ⅲ－１ 既存建物の検討

保健センターについては、「Ⅱ－１ ３. 保健センター大規模改修の手法」に記載のとおり、増築による機能維持を行い、既存建物も大規模改修を行ったうえで、引き続き目標耐用年数まで使用することになった。

増築に際しては、既存建物の大規模改修工事中も保健センターで行っている事業・機能を継続させるために、現在の床面積にできるだけ近い規模を確保する必要がある。しかしながら、敷地面積や法令等の規定により、隣接地に建築可能な床面積に制約があるため、必要な床面積が不足することが見込まれる。

一方、新型コロナウイルス感染拡大に対応する事務スペースやワクチン保管等を含め、今後の保健センター機能として新たに必要となったスペースは、現在の保健センター内にすべてを確保することができず、市庁舎会議室を事務スペースに充てており、分散配置による非効率な状況が生じている。さらに、これにより会議室の利用が制限されることから、他部署にも影響が広がっている。また、資器材の備蓄については市外の倉庫を利用しているものもある。

これらのことから、大規模改修工事中は一時的に増築部分に機能を集約させて保健センターの運用を行うが、大規模改修後は既存建物も活用し、拡充を図る機能も一体的に運用できる体制を構築することで、建物の長期利用を図ることが望ましい。

保健センター機能の維持・拡充を図ったうえで、既存建物の空きスペースをどのように活用するのか、庁内意向調査の結果を踏まえ、令和３年８月の武蔵野市公共施設等マネジメント庁内推進本部会議で総合的に検討し、保健センターの母子保健事業との親和性が高く、別途検討が進められていた子ども子育て支援施設を加え、新たな複合施設として利活用する方向性で計画を進めることとなった。

Ⅲ－２ 子ども子育て支援施設整備の検討

1. 複合施設の必要性の検討

平成 27～30 年度の庁内検討において、子どもと子育て家庭への支援について、関係機関の連携に課題があり、支援情報の共有・引継ぎが難しいこと、子どもに関する相談先が複数に分かれており市民にとってわかりづらいこと、既存の各施設のスペースが手狭になっていること等の課題が挙げられた。こうした課題を解決するためには、子どもと子育て家庭への支援に関する複合施設を設置することが有効であるとの認識から、第六期長期計画、第五次子どもプラン武蔵野において、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について検討を行うことが記載されている。

2. 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会（令和 2 年度）

第六期長期計画、第五次子どもプラン武蔵野においては、令和 3 年度より健康課、子ども家庭支援センター及び利用者支援事業実施施設を中心に、教育、福祉等も含めた関係機関の連携強化を図ることで、子どもと子育て家庭を包括的に支援する体制を整備し、複合施設の必要性の検討については、この新たな支援体制を確立した後の状況を踏まえ実施することとされていた。

しかしながら、令和 2 年度に、保健センター、高齢者総合センター及び障害者福祉センターの 3 施設について大規模改修の検討が行われることから、複合施設についての検討をこの時期に合わせて行うこととし、庁内検討委員会が設置された。設置期間は令和 2 年 8 月 3 日から令和 3 年 3 月 31 日までで、この間に 6 回の委員会が開催された。この中で、現状の支援体制における課題が抽出され、その解決策として複合施設を設置する場合のメリット等の検討が行われた。

その結果、支援の面において複合施設とすることによるメリットは大きく、必要性は認められるとの結論に達した。一方で、複合施設については、検討すべき課題があることも合わせて確認された。

また、委員会報告書では、本委員会の検討が庁内関係部署間での議論にとどまっていることから、今後検討を進めるにあたり、改めて外部有識者等を含めた会議を設置することが望ましいとされ、外部有識者等を含めた会議での議論と、公共施設適正配置の考え方を総合的に勘案し、市として最終的な判断を行っていくことが重要とまとめられている。

3. 子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議（令和 3 年度）

令和 2 年度の庁内検討委員会での結果を踏まえ、①子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方に関する事、②子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性に関する事、③上記②で新たな複合施設の必要性が認められた場合の、施設に必要な機能や規模、仕様などに関する事の検討を目的として設置された。令和 3 年 5 月 10 日から同年 11 月 18 日の間に 5 回の会議が開催された。

令和3年8月に公表された中間報告においては、複合化のメリット、課題をそれぞれ挙げたうえで、「複合化によるメリットは大きく、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性は認められる」とまとめられている。

上記中間報告を踏まえ、先述の令和3年8月10日の武蔵野市公共施設等マネジメント庁内推進本部会議において、子ども子育て支援施設として利活用する方針が示された。この決定を受け、その後の有識者会議では、複合施設としての基本的な考え方、主な機能の望ましいあり方等が議論された。令和3年12月に公表された最終報告では、有識者会議が考える望ましい複合施設のあり方が示されるとともに、「機能の複合化が十分効果を発揮するためには、組織的に縦割りにすることなく、各機関が子どもと子育て家庭への支援に関して目的を共有し、連携することが必要である。施設検討の段階から、市の関係部署がその点に留意し、施設のコンセプトをともに具体化していくことが望ましい。」とまとめられている。

Ⅲ－３ 子ども子育て支援施設の基本理念

子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考える

全ての子どもと、子育てに関わる人が、

必要なときにサポートを求めることができる

地域にひらかれた場をつくり

まち全体で子どもと子育てを支えていく



Ⅲ－４ 子ども子育て支援施設の基本方針

子ども子育て支援施設整備において、基本理念に基づき武蔵野市第六期長期計画に掲げる基本施策を実現するため、以下の基本方針を定め、施設計画に反映する。

①「妊娠期からの切れ目のない支援を推進する」

【長期計画 2 子ども・教育 基本施策1－(1)～(3)、4－(6)】

- ・ 全ての子どもと子育て家庭に対する包括的な支援
- ・ 母子保健と子育て支援の連携による予防を重視した支援
- ・ 異なるライフステージの支援者の連携による、妊娠期から子どもが18歳になるまでの一貫した子どもと子育て家庭への支援
- ・ 全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるためのサポート

②「子どもと子育て家庭への支援のための総合拠点」

【長期計画 2 子ども・教育

基本施策1－(1)(2)、2－(1)(5)、3－(3)、4－(6)】

- ・ 相談機能の集約による分かりやすい総合相談機能の設置
- ・ 支援サービスや地域資源に関する総合的な情報発信
- ・ 既存のサービスに限定されない、多様なニーズに対する個別の相談支援
- ・ 多職種・多機関の連携による重層的支援のコーディネート
- ・ 地域の連携拠点としての、支援者同士の顔の見える関係性の構築
- ・ 地域の支援者に対するサポート、人材育成の推進

③「地域で育ち、地域で育てる」

【長期計画 2 子ども・教育 基本施策1－(1)、2－(1)(5)、3－(1)】

- ・ 誰でも来られるオープンな居場所
- ・ 子どもと子育て家庭のための日常的な交流の場
- ・ 次世代の親となる世代が子育てに触れることのできる場
- ・ 当事者や利用者の参画による子どもと子育て家庭への支援
- ・ 地域の力やアイデアを活用するための場づくり

Ⅲ－５ 重点整備事項

【基本方針①】 <妊娠期からの切れ目のない支援を推進する>

長期計画 2 子ども・教育 基本施策 1－(1)～(3)、4－(6) 関連

(1) <妊娠期からの切れ目のない支援・相談体制の整備>

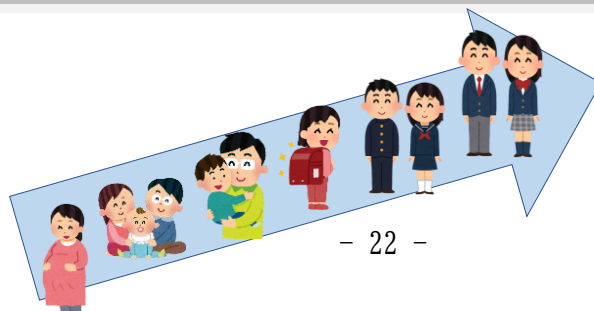
【再掲 P.14】

〔課題・背景〕

- ① 家族構成や就労・経済状況の変化等を背景に、子育てニーズは多様化・複雑化し、妊産婦・子育て家庭の孤立感や負担感が高まっている中、関係機関が連携し、切れ目のない支援を実施することが重要になっている。
- ② 母子保健法の改正により、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う「子育て世代包括支援センター」を市区町村に設置することが努力義務とされ、令和3年4月に武蔵野市でも、健康課（母子保健）、子ども家庭支援センター、0123吉祥寺、0123はらっぱ、桜堤児童館の連携による支援体制を整備し、子育て世代包括支援センターと位置づけた。
- ③ 子どもの発達や成長段階に応じた適切な支援を行う必要があるが、ライフステージごとに専門的な支援機関が異なり、さらに場所的な制約等から連携が不十分になってしまうと支援に切れ目を生じさせる要因ともなり得る。
- ④ 多様な部門間における高度な連携を図るため、子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターの3センターを中心に連携した相談支援体制を構築する必要がある。

〔役割・機能〕

1	<p>3センターの連携による切れ目のない相談支援体制の構築</p> <p>子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターの3センターの相談支援機能を同一の施設内に設置し、多様な部門でより高度な連携を図ることにより、妊娠期から子どもが18歳になるまで切れ目なく子どもと子育て家庭を支援する体制を構築する。</p>
2	<p>母子保健と子育て支援の一体的実施による早期発見と予防を重視した支援機能の強化</p> <p>母子保健事業の「ゆりかごむさしの面接」や「乳幼児健康診査」等を支援の入口として、全ての子どもと子育て家庭への支援が始まり、そこから母子保健と子育て支援の一体的な支援を推進することにより、母子の健康維持や虐待等のリスクを早期に発見し、未然防止を図るとともに、子育てひろば等での気軽な相談から、必要な支援につなぐ取り組みを強化する。</p>
3	<p>すべての健やかな成長・発達のサポート</p> <p>母子保健、療育、教育支援に関わる専門職が、ひとりの子どもの成長・発達をともにサポートすることで、ライフステージが変わっても一貫した支援を提供する。</p>



【基本方針②】

長期計画 2 子ども・教育 基本施策1 - (1) (2)、2 - (1) (5)、3 - (3)、4 - (6) 関連
(2) <子どもと子育て家庭への支援のための総合拠点の設置>

〔課題・背景〕

- ①子どもと子育て家庭に関する相談窓口が複数の施設に分かれており、どこに相談に行けばよいか、市民にとって分かりにくい。
- ②家庭環境に加えて子どもの発達課題があるなど、複合的な課題がある家庭が増えている。また、民間団体も含め、様々な支援機関が関わることで、支援内容が複雑になり、全体的な支援の調整を行うことが難しい場合もある。
- ③子どもと子育て家庭への支援のニーズが多様化、複雑化していることに伴い、地域の関係機関のスタッフ等に対する人材育成や、助言等の支援も必要となっている。

〔役割・機能〕

1	相談機能の集約による分かりやすい総合相談機能 子どもと子育て家庭への支援に関する、市民にとって分かりやすい総合相談窓口を置き、どのような相談であってもいったん受け止め、適切なサービスや支援につなぐ。
2	多職種・多機関の連携による重層的支援のコーディネート 子どもと子育て家庭への支援の中心を担う施設として、複合的な支援を要する家庭については、必要に応じて関係機関に呼び掛けてカンファレンスを開催するなど、総合的な支援の調整を行う。
3	地域の連携拠点としての機能 地域の関係機関の連携の拠点として、支援者同士の顔の見える関係性をつくるとともに、研修等による人材育成を行い、地域の関係者が、共通の認識のもと支援にあたることのできる体制を構築する。

【基本方針③】

長期計画 2 子ども・教育 基本施策1 - (1)、2 - (1) (5)、3 - (1) 関連

(3) < 地域で育ち、地域で育てる >

〔課題・背景〕

- ①支援が必要な子どもと子育て家庭であっても、必ずしも自ら相談に来るとは限らないため、単に窓口を設置しただけでは、必要な支援に結びつかないことがある。
- ②行政の支援を受けていない子どもと子育て家庭であっても、当事者も含めた地域の民間団体の多様な支援活動につながっていることがあるが、こうした民間団体と行政の専門機関の連携が、現状は不十分である。
- ③子どもと子育て家庭の支援に関わる民間団体は、専用の施設を持っていないことが多く、活動の拠点となるようなスペースを必要としている。

〔役割・機能〕

1	子どもと子育て家庭が気軽に足を運ぶことのできるスペースの設置 子どもと子育て家庭が気軽に足を運ぶことのできる、オープンな居場所機能を設置し、日常的な会話や交流を通じて、必要に応じて支援につなぐ仕組みを構築する。
2	民間団体の活動支援と連携の強化 地域の民間団体が活動のために集まることのできるスペースを設置することで、団体の活動を支援するとともに、これまで行政の支援につながっていなかった市民に対しても、民間団体と連携した支援を強化する。
3	地域の力を活用するための場づくり 行政ではできないインフォーマルな情報の提供や、イベントの企画など、新たな価値が生み出されるよう、多くの市民や民間団体等の地域の力を活かすための場づくりを行う。

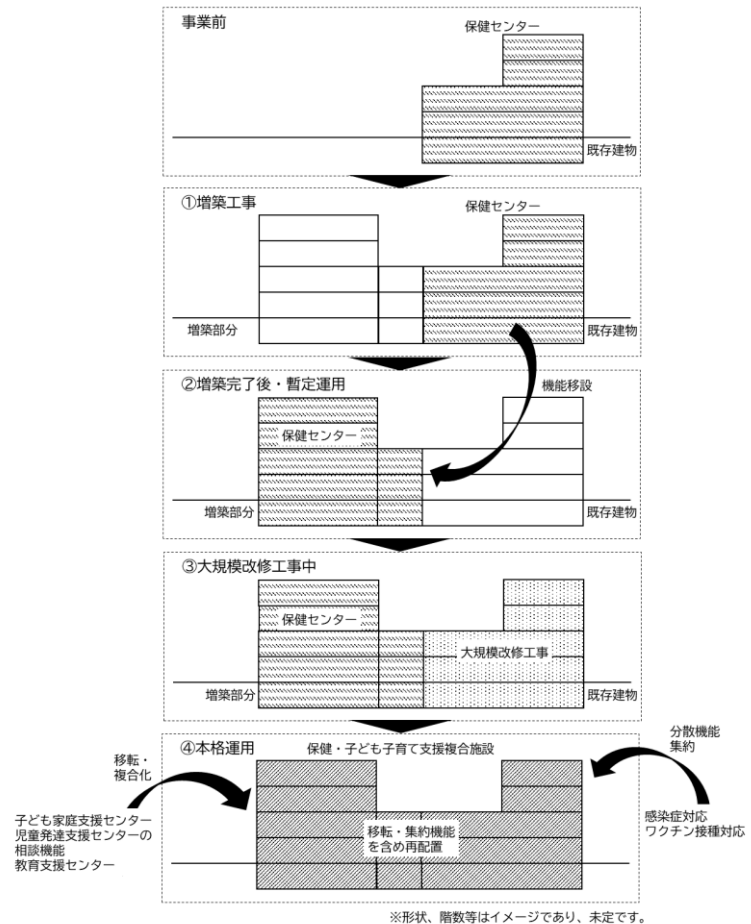
IV. 施設計画

IV-1 事業の進め方

(1) 事業の進め方

本事業は、以下の手順を進める。

- ①現在の保健センター敷地に隣接地を加えた敷地において、増築工事を行う。
- ②増築工事完了後、増築部分へ保健センター機能を移設し、暫定運用を行う。
- ③既存建物の大規模改修工事を行う。
- ④大規模改修工事完了後、保健センター機能を市役所本庁舎等に分散している機能の集約等により拡充するとともに再配置し、新たに設置する子ども子育て支援施設の機能を加え、保健・子ども子育て支援複合施設として本格運用を開始する。



(2) 施設計画にあたっての留意事項

本事業の進め方を合理的に実行するため、以下の点について留意する。

- ・暫定運用から本格運用に移行する際に、内装、設備等の改修が極力必要ないよう配慮した計画とする。
- ・検査機器等の移設に高額な費用がかかるもの及びこれに付随する機能は、本格運用の際に再度移設する必要がないよう、増築部分に計画的に配置する計画とする。

IV-2 保健・子ども子育て支援複合施設の機能

1. 保健・子ども子育て支援複合施設に必要な機能及び優先順位

本計画は保健センターの機能の拡充を行ったうえで、母子保健事業との連携が求められる子ども家庭支援センター、児童発達支援センター（相談機能のみ）及び教育支援センターを加えた保健・子ども子育て支援複合施設を整備するものである。

この保健・子ども子育て支援複合施設は現在4施設に分かれているものを集約・統合し、機能的再配置を行うものであるが、既存建物の利用等の制約があることから、機能に以下の優先順位をつけて基本・実施設計を進めるものとする。

(1) 必須とする機能

現在の保健センターが担う機能及び子ども子育てに関する相談・支援を包括的に行うための機能を必須の機能とする。

保健センターが担う機能	【P.6～7に記載（参照）】 「Ⅱ-1 2. 保健センターの役割と機能の拡大による施設面積の不足」
子ども家庭支援センターが担う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもとその家庭及び妊産婦等を対象とした相談支援、調査 ・児童虐待防止に係る相談支援 ・要保護児童対策地域協議会の調整機関 ・地域子育て支援事業 ・地域子育て支援の支援者及び子育て支援団体の育成・サポート
児童発達支援センターが担う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・療育相談
教育支援センターが担う機能	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談（来所相談、電話相談、発達検査等） ・スクールソーシャルワーカー活動拠点
子ども子育ての包括的な相談・支援のために新たに設ける機能	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもと子育て家庭への支援に関する総合調整 ・子どもと子育てに関する総合相談窓口 ・誰もが入りやすい施設のコアとなるエントランスフロア ・子ども子育て総合事務スペース

(2) 原則として必要な機能

通所施設である教育支援センターの不登校児童生徒支援（現施設：チャレンジルーム）は原則として保健・子ども子育て支援複合施設に移転し、連携を図っていくこととしているが、増築及び大規模改修に係る基本設計を進める過程で、必要な面積や施設機能の確保に支障をきたす恐れがある場合は、再度複合化の是非について検討するものとする。

(3) その他複合化を検討すべき機能

(1) 必須とする機能及び(2)原則として必要な機能を確保したうえで、さらに床面積を確保できる場合、あるいは他目的の諸室を時間別等で共用できる場合には、武蔵野市子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議の報告書にある「その他複合化を検討すべき機能」を参考に、施設の基本方針やコンセプトを実現するために有効な機能の設置を検討する。

2. 新たに強化を検討する施設・空間

(1) 新型コロナウイルス等が発生した場合を想定した各諸室

①臨時ワクチン接種会場等に転用できるエントランスフロアの諸室・館内会議室

- ・あらかじめエントランスフロアの諸室や館内の一部会議室に“緊急時に使用する諸室”としての位置付けを設けておくことにより、新型コロナウイルス等が発生した場合に、早期に臨時ワクチン接種会場等の必要なスペースに転用できる。

②ワクチン接種等を想定した執務室

- ・ワクチン接種や社会情勢・市民ニーズの変化により新たに必要となる業務等を想定して執務室に余裕スペースを設けることで、必要とあった場合に迅速かつ円滑に事務事業を行える。

③衛生用品備蓄倉庫

- ・新型コロナウイルス対応を踏まえ拡充した感染症対策衛生品を施設内で備蓄できる。
- ・東日本大震災等の教訓を踏まえ整理した災害時医療資機材を施設内で備蓄できる。

(2) 各種健（検）診スペース

健康課で行っている乳幼児健康診査や武蔵野健康づくり事業団で行っている老成人の健（検）診について、受診者が円滑に移動できるような安心安全かつ利便性の高いスペース配置を行う。

①乳幼児健康診査エリア

- ・同一フロア内で乳幼児健康診査が受診できるスペースを配置し、円滑に移動でき負担が少なく受診できる。
- ・待合室や健診室で密にならないようなスペースを確保し、また極力一方通行で受診できるように感染対策を徹底する。
- ・授乳室では給湯室・おむつ替え台が利用でき、また2家族分同時に利用できる。
- ・施設玄関におけるベビーカー置き場の設置や、乳幼児を乗せる大型自転車向けの駐輪場の設置により、乳幼児健康診査に来館した乳幼児や保護者が安心して施設を利用できる。

②老成人健（検）診エリア

- ・ 老成人が検診着で巡回するため、エリア内に全ての検査室・健診室を配置する。

(3) エントランスフロア

誰もが入りやすい保健・子ども子育て支援複合施設の核となる部分として、『エントランスフロア』を設ける。ここでいう「エントランス」とは単に施設の入口であることにとどまらず、「支援の入口」「地域活動の入口」といった要素も含み、以下の点に留意する。

- ・ 個々の部屋に分断するのではなく、つながりあるフロアとする。
- ・ 来館者がのびのびと過ごせる、ゆったりとしたつくりにする。
- ・ 年代を問わず多くの方に足を運んでもらい、相談・支援・活動につなぐことができる。
- ・ 近隣の地域資源（中央図書館、公園、福祉施設の飲食店など）とのつながりをつくる。
- ・ 新型コロナウイルス等が発生した場合は、必要に応じてワクチン接種会場などの感染症対策にも転用できるよう想定する。

なお、以下の①～⑧の機能については、現時点でエントランスフロアに設けることが望ましいと考えられる機能であるが、施設全体の設計の中で、すべての機能を含むことが難しい場合、必要な機能の選別や、別フロアへの移動、各スペースの共有等も検討するものとする。

①ロビーラウンジ

- ・ 誰でも利用できるラウンジ。
- ・ 気ままにゆったりとおしゃべりができる。
- ・ 支援者も利用して、ちょっとした打合せ等に使える。
- ・ 『エントランスフロア』の中心的なスペースとする。

②インフォメーションスペース

- ・ 健康、子どもや子育て支援に関するさまざまな情報が入手できる（デジタルサイネージやチラシ等の設置）。
- ・ 『エントランスフロア』全体に目を配るスタッフがおり、来館者へ施設の案内を行うとともに、必要な情報を提供する。
- ・ 簡易な相談、必要に応じた声掛けなども行い、相談・支援の担当につなぐ役割を担う。
- ・ 民間のインフォーマルな情報についても提供する。

③多目的ルーム

- ・ 各種のイベントなど、さまざまな使い方が可能な空間とする。
- ・ 簡単な調理スペースにより、栄養指導や食育も行える。
- ・ 市民等へ貸出し、健康、子どもに関する様々なイベントを展開する。

④団体（サークル）支援スペース

- ・ 健康支援団体、子育て支援団体や、子どもの居場所づくりに関わる団体（子ども・コミュニティ食堂、学習・生活支援事業実施団体など）が対象。
- ・ 各団体で集って打ち合わせ、団体同士の情報交換などができる。

- ・サークルの活動のために便利な機能がある（印刷機器や、無線 LAN 設備など）。

⑤子育てひろば

[児童福祉法第6条の3第6項に基づく地域子育て支援拠点事業]

- ・妊娠期から未就学児とその保護者が対象。
- ・子どもとその保護者が自由に来所でき、お互いに出会いとつながりが持て、安心して過ごせる。
- ・0歳児から未就学児親子がゆったりとくつろぎながらおしゃべりできる空間。

⑥子どもの居場所

- ・子どもが自由に来所でき、自分の意思で自由に過ごせる。
- ・支援者がいて、子どもと気軽に話しながら、必要な支援につなぐこともできる。
- ・スペースの運営や企画には子ども自身が主体的に関わる。

⑦ファミリー・サポート・センター

[児童福祉法第6条の3第14項に基づく子育て援助活動支援事業]

- ・ひろば来所や健診等のついでに会員登録ができる。
- ・事務スペース、面談スペース（靴を脱ぐ子どもスペース）がある。
- ・②インフォメーションスペースとの連携・連続性がある。

⑧一時預かり

[児童福祉法第6条の3第7項に基づく事業]

- ・子育てひろば内または隣接するスペースに、保育コーナー／ルームを設ける。
- ・委託事業またはひろば事業の一時預かりとしての実施などを検討する。
- ・施設内での各種相談などの際の預かりにも活用できる。

(4) 子ども子育て総合相談・事務フロア

子どもと子育て支援に関する総合・包括的な相談、支援、手続き等を行う場所として設ける。現施設ではそれぞれ分かれている各センターの相談窓口をひとつのフロアにまとめることにより、利用者にとっては「ここに来れば求めるものにつないでもらえる」場として、職員にとっては、必要な相談、支援等に漏れなくつなげるための連携の場とする。主な構成としては、職員の執務スペース、窓口機能（カウンター）、相談スペース等とし、利用者のみならず職員にとっても「風通しのよい」空間とする。

- ・子ども子育て支援施設のすべての事業に通じる総合的な窓口。
- ・妊娠期から子どもが18歳になるまでの期間に受けられる様々な相談、支援に対応する。
- ・フリーアドレスを活用し、従来の執務スペースの形態に捉われない、職員間の連携が図られるスペース。
- ・エントランスフロア等の他フロアにいる職員の行き来にも対応したゆとりある空間。

①総合事務スペース

- ・職員の執務スペース全体を見渡せる、一体感あるづくり。
- ・個人情報管理や利用者のプライバシー確保に配慮した空間構成。
- ・簡単な仕切りで分割、一体化ができる打合せスペース。

②相談窓口・ブース

- ・相談内容にあわせ、多様なニーズに対応できる相談スペースを設ける。
 気軽に立ち寄れる相談カウンター
 ローパーティション等で仕切られ、他の支援者の目も届く相談ブース
 利用者のプライバシー確保に配慮し、防音性能を確保した相談室
- ・電話対応や外部機関とのオンライン相談にも対応する。

3. 近接すべき機能、配置に配慮すべき機能

本計画は、保健センター、子ども家庭支援センター及び教育支援センターの3施設と児童発達支援センターの療育相談部門を複合化するものであるが、その中でも利用者が安心して使える施設であるために、近接し強く関連性を持たせる機能と一定の距離をとり配置に配慮すべき機能を示す。

(1) 近接すべき機能

①エントランスフロア及び子ども子育て総合相談・事務フロア

- ・エントランスフロア各機能は、いつでも誰でも気軽に相談できる場とし、その中でより具体的な相談、支援が必要な方を迅速に子ども子育て総合相談・事務フロアにいる専門性の高い職員に引き継げるよう近接させる。
- ・職員の行き来も多いことが想定されるため、動線に配慮した計画とする。

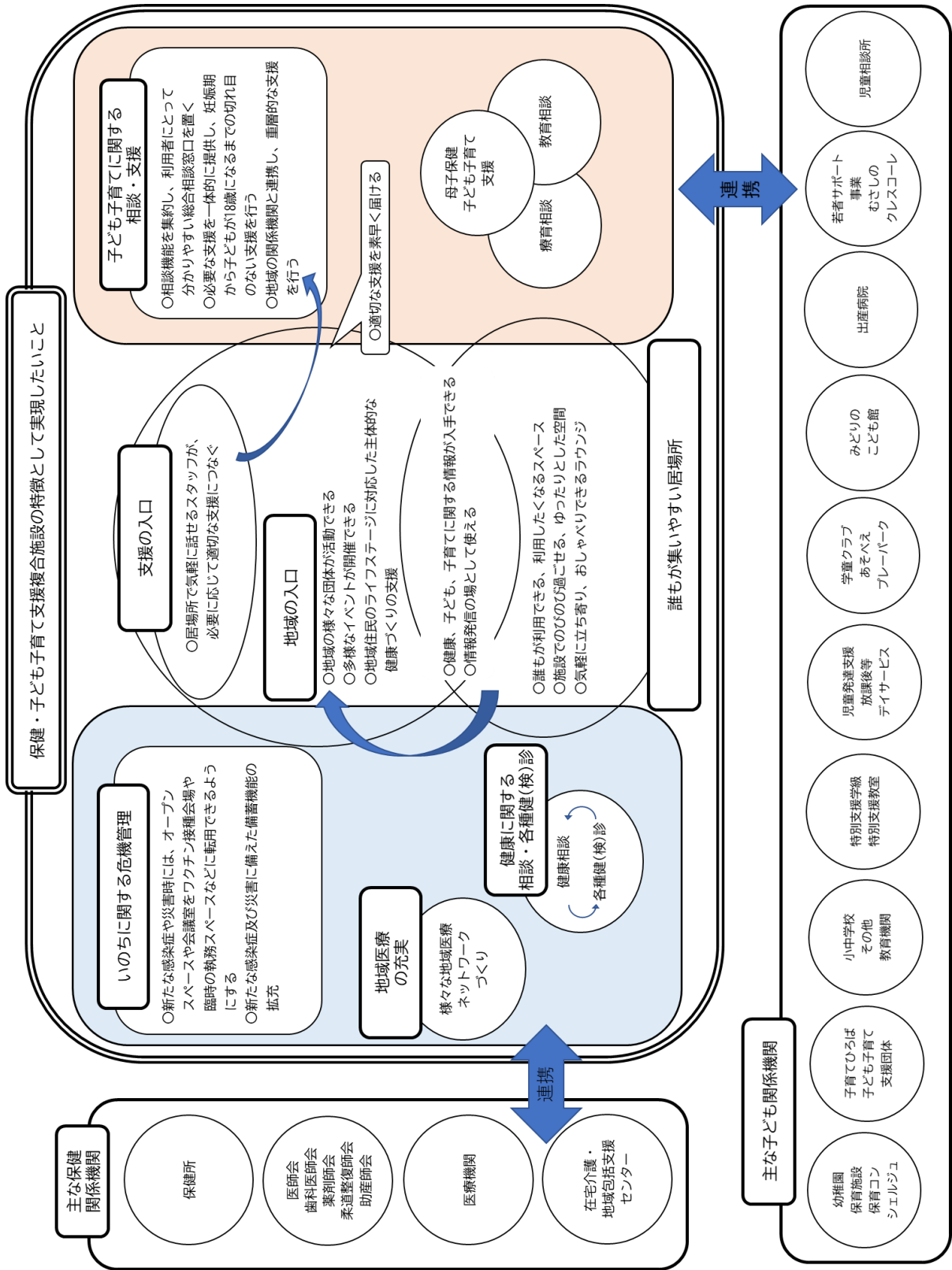
②医師会（検査センター）及び武蔵野健康づくり事業団

- ・武蔵野健康づくり事業団が行う人間ドックなどで採取する検体の検査を検査センターで行う。
- ・検体輸送の動線は短くし、階をまたぐ場合は小荷物専用昇降機を設置する。

(2) 配置に配慮すべき機能

○不登校児童生徒支援（チャレンジルーム）

- ・エントランスフロアは、支援を受ける子どもと同世代の児童生徒がいつでも気軽に立ち寄れる場の機能もあるため、利用者のプライバシー確保のための動線を考慮し、出入口の配置や諸室の配置に配慮する。



IV-3 施設計画案

1. 施設計画案の検討

(1) 保健センターの機能拡充

保健センターの既存機能については、保健・医療環境の変化等により既存建物建設当時から使い方が変わった諸室の見直し・整理を行ったうえで、これまでの大規模災害や新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、災害時の医療連携、感染症対策の拠点としての機能を拡充する。

また、継続する機能についても、各種健（検）診で利用するスペースのように、一時に多くの人が集まるものについては、動線の整理や空間の拡張を行い、安心・安全に利用できる施設とする。

(2) 子ども子育て支援施設の検討

現体制では子ども子育て支援を担う機関が4つに分かれていることから、連携に課題があり、支援情報の共有・引継ぎが難しいこと、相談先が複数に分かれており市民にとってわかりづらい等の課題がある。また、各センターにおいても担う機能の多様化によりスペースが手狭になっていることや、不登校支援施設が大野田小学校内にあることで通所に不都合が生じていること等の課題がある。

当初は子ども家庭支援センターと保健センターが担う母子保健事業の連携による子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター及び教育支援センターの3センターの複合化が検討されてきたが、その過程で以下の枠内記載の理由により、児童発達支援センター全体の複合化は見送られ、その中の療育相談機能を複合化することとなった。

【児童発達支援センターについて】

子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議では、児童発達支援センター（現施設：みどりのこども館 [通園部ウィズ、相談部ハビット]）も保健・子ども子育て支援複合施設に入り、子ども子育て支援を担う3つのセンターを複合化する考えがまとめられた。しかし、その後の検討で児童発達支援センターとして東京都の指定を受けるためには、複合化に対して以下の課題があることが判明した。

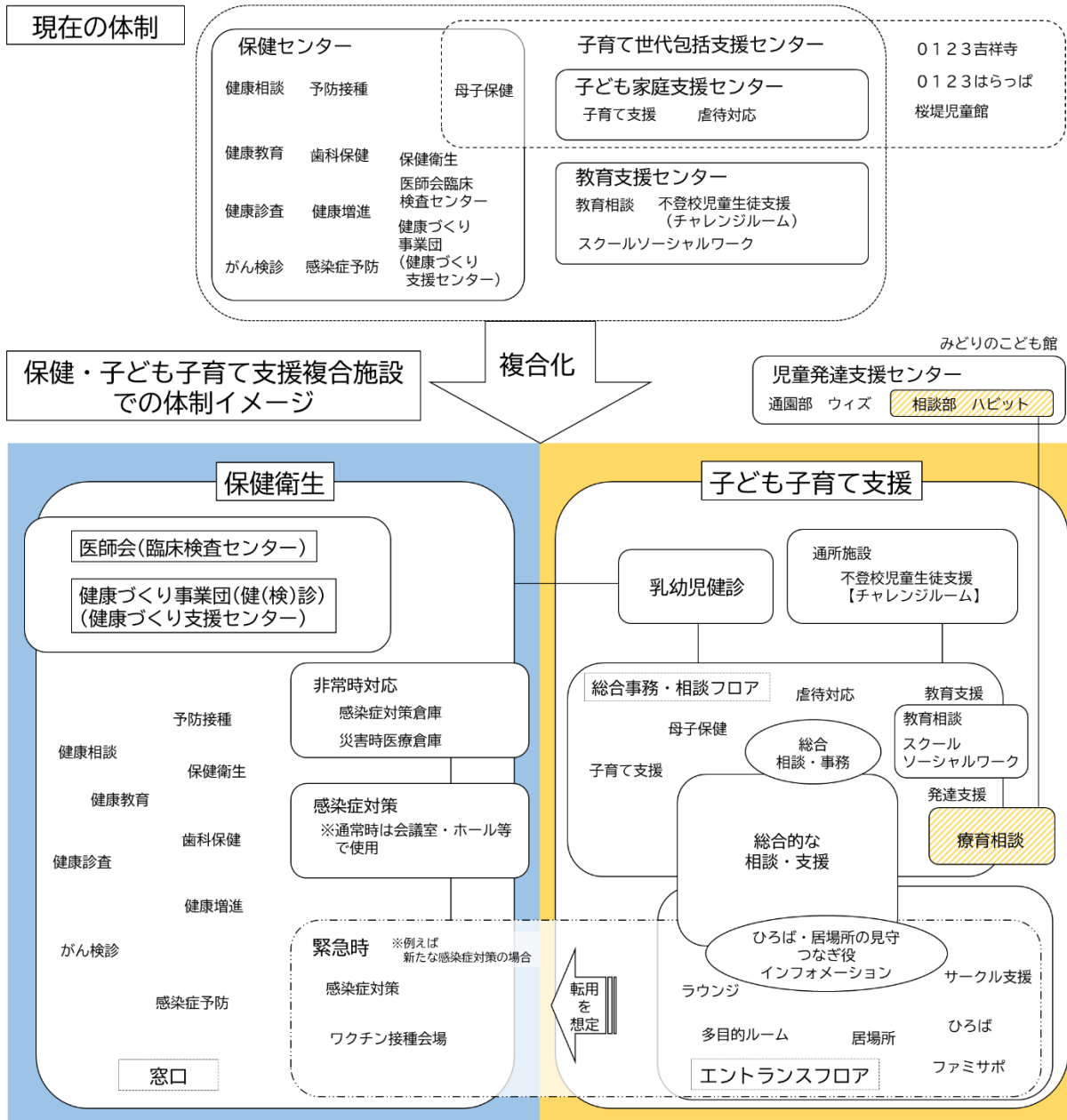
- ・児童発達支援センターには施設内調理室の整備が義務付けられている。現在は特区制度を活用し給食の外部搬入を実施しているが、保健・子ども子育て支援複合施設に入る場合はこの制度が利用できなくなる。
- ・限られた床面積の中で、調理室を新たに整備することにより、拡充が求められている他の機能が十分に果たせなくなる。
- ・セキュリティ等の観点から、児童発達支援センターとして指定を受ける部分は原則他事業と区画を分ける必要があるが、エレベーターの位置などに制約がある。
- ・屋外遊戯場（園庭）の環境が、みどりのこども館と比べて見劣りすることが避けられない。

有識者会議の議論も、相談機能を集約することが重要との趣旨であり、児童発達支援センターについては療育相談機能が複合化されることで、3つのセンターが連携した包括的支援体制が構築できることから、相談部ハビットと連携する療育相談機能のみを複合化する計画とした。

2. 施設計画案

現体制で4つのセンターに分かれている機能を一つの建物に集約した保健・子ども子育て支援複合施設では、主な機能を下図のようなつながりで配置する。母子保健以外の保健衛生に関する利用者と子ども子育て支援に関する利用者は基本的には異なる層が対象となるため、つながりを持ちつつも利用者によりわかりやすく分離するかたちとする。

誰もが自由に入出入りできる『エントランスフロア』は、ラウンジ等の日常利用や緊急時の転用も踏まえ、保健衛生、子ども子育て支援ともに関わるものとする。



V. 建築計画

V-1 基本条件

1. 現施設の概要

現在の保健センターの概要は以下のとおり。

建築概要

敷地面積	2,099.83 m ²
建築面積	1,128.59 m ²
建蔽率	53.75%
延べ面積	4,472.37 m ²
容積率	(容積率対象面積 4,198.06 m ²) 199.9%
階数	地上4階、地下1階
最高高さ	20.55m
構造	SRC造

設備概要

変圧器容量	395KVA
自家発電設備	75KVA 燃料 軽油 270L
火災報知設備	19 回線
非常放送設備	有り
電話引込	3 回線
給水引込	口径 50 mm
受水槽	14.4 m ³ (18.0t)
高架水槽	12.1 m ³ (15.0t)
排水接続	口径 400 mm
ガス引込	口径 100 mm
消火設備	屋内消火栓 9 台 ハロゲン消火 スプリンクラー
昇降機設備	エレベーター 1 台 (11 人用) 小荷物昇降機 1 台 (50kg)



保健センター現況写真

2. 本施設に関する法令・基準等（建築基準法関係規定以外のもの）

①法令

- ・地域保健法（昭和 22 年法律第 101 号）
- ・労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- ・児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ・武蔵野市まちづくり条例（平成 20 年条例第 39 号）

②基準等

- ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）

3. 設計時から外部との調整・協議等を要する事項（建築基準法関係、インフラ関係を除く）

既存の保健センター機能については、市の所管部署の他、以下の関係団体との協議が必要となる。

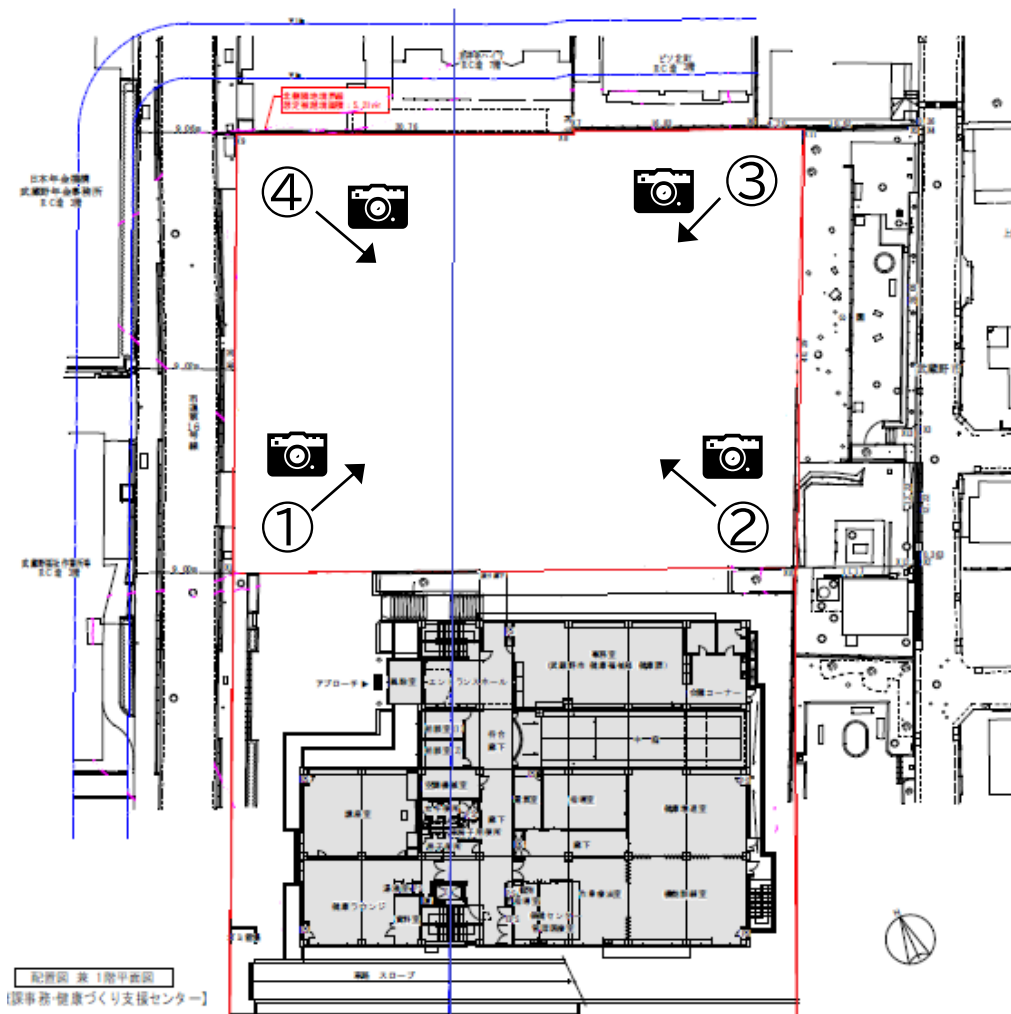
- ・武蔵野健康づくり事業団
- ・武蔵野市医師会
- ・武蔵野市歯科医師会
- ・武蔵野市薬剤師会
- ・武蔵野市柔道整復師会
- ・武蔵野市助産師会

V-2 敷地条件

本計画敷地は、現在の保健センターの敷地に北側隣接の市所有地を加えた範囲とする。

敷地概要・都市計画

敷地面積	4,166.44 m ² (保健センター 2,099.83 m ² 隣接地 2,066.61 m ²)
用途地域	第一種住居地域
指定建蔽率	60% (耐火建築物のため 70%)
指定容積率	200%
高度地区	17m第2種高度地区 23m第2種高度地区 (境界は市道16号線の道路境界から20m)
防火地域	準防火地域
日影規制	4h-2.5h (測定面の高さ 4.0m)





敷地内写真

V-3 建築計画における留意事項

- (1) 旧中央図書館基礎・杭等の撤去及び増築に係る既存建物の一部撤去について
 - ・振動、騒音、粉塵等の周辺に影響を与える要因に対し、特に注意を払った手法を採用する。
 - ・増築に係る既存建物の一部撤去については、保健センターの運営に影響のない時期、手法を採用し、事業継続に配慮する。
 - ・既存建物の擁壁の撤去は、必要最小限の範囲とする。

- (2) 仕様・コストについて
 - ・将来の大規模改修に際し、仮移転等を要することなく、居ながらの工事が可能となる計画とする。
 - ・仕上げの仕様等の選定により建築単価の抑制に努める。
 - ・東京都『公共施設整備の基本指針』及び『標準建物予算単価』に沿った水準の計画とする。
 - ・交付金や補助金の活用を検討する。
 - ・通常の維持管理や修繕工事等に配慮し、保守費が過大にならない計画とする。

- (3) 増築部分の周辺への配慮について
 - ・周辺環境及び既存建物と調和した建物形状、外観及び色彩とする。
 - ・日照の影響に配慮した計画とする。
 - ・周辺へのプライバシーに配慮した計画とし、特に住宅に向けた開口部への配慮や外構計画とも連携したものとする。

- (4) ユニバーサルデザイン・バリアフリーについて
 - ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律及び高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例（東京都条例）の基準を満たす計画とすると共に、すべての人が施設内で合理的な動線で活動できるよう配慮する。
 - ・車いす、ベビーカー等の動線及び健（検）診を受ける際等の置場について、利用者に配慮したものとする。
 - ・すべての人に分かりやすいサイン計画とする。

- (5) 子どもへの配慮について
 - ・様々な世代の子どもが集まる施設となるため、体格等の違いに配慮した計画とすること。
 - ・常に大人の目が届くように、死角がないよう整備すること。
 - ・バックヤード等の通常一般利用者が入らないところに子どもが迷い込まないように、配慮した計画とする。
 - ・道路への飛び出しがないよう建築計画上も配慮する。

(6) 環境配慮について

- ・東京都『省エネ・再エネ東京仕様』において原則導入とされる省エネ・再エネメニューを整備する。
- ・この他『武蔵野市建築物環境配慮指針』や今後設定される『武蔵野市の公共施設の環境配慮基準』に沿って個別協議により決定する。
- ・ライフサイクルコストが適正となるよう、建物全体のエネルギーを適切に選定する。
- ・環境物品の活用に努める。
- ・多摩産木材、エコセメントの活用に努める。

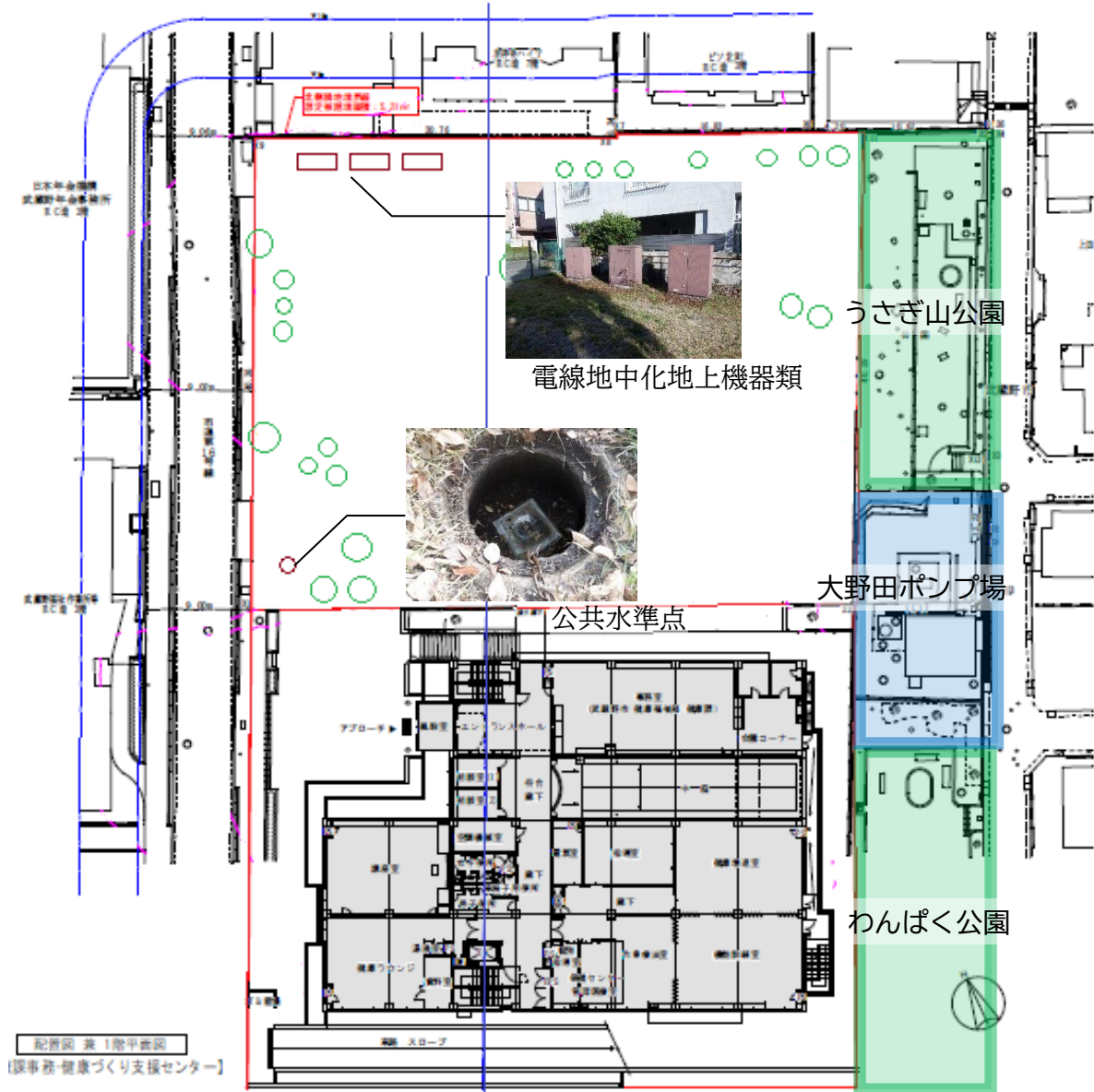
(7) ネットワーク環境について

- ・以下のネットワーク環境を構築する。
 - 総合行政ネットワークシステム（LGWAN）
 - 住民情報系システム（e-s u i t e）
 - 学校情報システム（MS I S）
 - 内部統合情報システム
 - インターネット（一般利用者が利用できるフリーWi-fi 環境）
- ・今後の拡充が見込まれる電子申請やオンラインによる相談、情報発信等に配慮した計画とする。
- ・検査機器等で電磁波の影響を受けるものに対して配慮した計画とする。

VI. 外構計画

VI-1 現況と配慮事項

1. 敷地及び周囲の現況



2. 配慮事項

①周辺への配慮について

- ・周辺へのプライバシー等に配慮した配置計画、建築計画とする。
- ・敷地境界の囲障については、圧迫感を与えないものとする。
- ・隣地その他周辺の住環境に配慮した計画とする。

②下水道施設整備に係る調整について

計画地東側の大野田ポンプ場の機能を本敷地内に移設し、市立うさぎ山公園及び市立わんぱく公園を接続する構想がある。下水道施設整備移設に係る検討を令和4年度に武蔵野市環境部下水道課で行うため、その検討と調整を図り、計画を進める。

③東側市立公園（うさぎ山公園、わんぱく公園）との接続について

子どもにとって本施設が親しみやすい（入りやすい、馴染みやすい）ものとなるよう東側公園と接続する。なお、接続に際し以下の点に配慮する。

- ・複合施設各機能との関連性に配慮したものとする。
- ・休館時間帯は本施設敷地を閉鎖できるようにする。
- ・公園内の保存樹木に干渉しないようにする。
- ・本施設整備に伴う市立公園の改修計画は、本施設建築工事期間中に別途実施するため、基本設計及び実施設計の間に公園計画に求める考え方等をまとめるものとする。

④敷地内緑化及び既存樹木の取扱いについて

- ・既存施設敷地を含めた範囲で、敷地面積の20%以上の緑地面積を確保する。
- ・既存樹木の保存については、樹木の健全度等を調査し、協議の上決定する。
- ・接道緑化を積極的に行う。
- ・緑地面積の算定は「武蔵野市緑化に関する指導要綱（平成9年11月1日）」による。
- ・樹種選定は、地域の植生に配慮したものとする。

⑤既存設備等の保全

以下の敷地内既存設備等については、現状を維持するものとし、本施設整備（工事期間中を含む）に際し、原則として移設等を伴わない計画とする。また、各設備等の管理動線に配慮した計画とする（各設備等の位置は左図を参照）。

- ・前面道路（市道16号線、かたらいの道）の電線類地中化に伴う地上機器類。
- ・東京都公共水準点。

3. 外構計画において必要な機能など

敷地内建物周囲及び既存棟中庭部分をあわせて、以下について整備する。

(1) 駐車場、乗降スペース

①必要台数

東京都駐車場条例に基づく附置義務台数及び武蔵野市まちづくり条例に基づく荷捌きスペースと合わせ、以下の駐車場を整備する。なお、既存棟B 1階の駐車場台数も含めて検討する。

- ・事業用 普通車 11 台
- ・来館者向け障害者用駐車スペース 普通車 2 台

②必要機能

- ・荷捌きスペースは、資器材搬入やマイクロバスの乗降等、多目的に使用できるスペースを確保する。
- ・既存を含めた各駐車区画には電気自動車に対応したプラグを設置する。

(2) 駐輪場

①必要台数

武蔵野市まちづくり条例の設置基準による。対象別に整備し、それぞれの台数は以下のとおりとする。

- ・職員向け
通勤用 70 台程度
業務用 20 台程度
- ・一般来館者向け 60 台以上
- ・通所施設利用者向け 10 台以上

②必要機能

- ・一般来館者向けのものは大型の「子ども載せ自転車」に対応したスペースをとる。
- ・電動自転車及び電動スクーターの充電設備を数台分設置する。

(3) 敷地内通路

- ・通所施設の出入口に向かう通路は、外からの視線に配慮し、植栽等でゆるやかに区画する。
- ・職員の目が届かないところでの敷地内通り抜けがないように配慮する。

(4) 畑

- ・チャレンジルームでの実習用の畑を整備する。
- ・他の施設利用者の視線に配慮した位置に設ける。
- ・水栓及び作業用具置場を設ける。

VII. 管理運営方針

VII-1 管理主体と施設内管理区分

1. 管理主体

(1) 施設管理体制

- ・施設全体の管理は市直営を前提とし、管理委託業者が常駐するための管理人室及び休憩室を設ける。
- ・関係団体が運営するフロア・エリアについては、市及び他団体との共用部分を除き、各団体が管理できるようにする。

(2) 施設維持管理に関する配慮事項

- ・日常の管理業務、修繕等で来館する車両については、一般利用者の動線に干渉しない位置に駐車及び荷下ろし等の作業ができるスペースを設ける。
- ・前面道路電線地中化に伴う地上機器類等のメンテナンスについても同様に、一般利用者の動線と分離し、作業性に配慮する。

2. 管理区分

(1) 不登校児童生徒支援（チャレンジルーム）の区画について

不登校児童生徒支援（チャレンジルーム）については、通所者のプライバシーに配慮し、次のような対応を行う。

- ・不特定多数が集まるエリア（例：エントランスフロア）は介さず直接施設に出入りできるようにする。
- ・チャレンジルームエリアは他の利用者が入らないよう区画し、職員のみが行き来できるようにする。

(2) その他建物内のセキュリティについて

- ・既存棟及び増築棟、各階ごとにセキュリティ上の区画ができるよう配慮する。
- ・この他、事業ごとに異なる運営時間及び運営体制に合わせたセキュリティ設定ができるよう、セキュリティ扉等を適宜配置する。
- ・閉館時間帯の緊急対応等に対応できるよう、相談室等に通じる動線を簡易に確保できるようにする。

(3) 敷地内のセキュリティについて

- ・建物内と同様に事業ごとの運営時間等にあわせ、閉鎖等できるようにする。

Ⅶ－２ 事業費の想定

本事業において必要となる工事等及び想定される総事業費は以下のとおり。ただし、工事費は設計の内容や着工時の建設コスト等に大きく影響されるため、あくまで現時点での想定であり、確定したものではない。

必要となる工事等	<ul style="list-style-type: none">・旧中央図書館基礎等撤去工事・保健センター増築工事・保健センター大規模改修工事 （子ども子育て支援施設整備工事）・各工事に伴う工事監理委託他
総事業費（想定）	約 40 億円

Ⅳ. 事業スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
基本計画策定	基本計画(素案)策定							
基本・実施設計	パブコム 近隣説明会 市民説明会 基本計画策定	基本設計	実施設計				保健センター 暫定利用	
増築工事			まちづくり条例手続き		増築工事		大規模改修工事	
大規模改修工事								複合施設 供用開始
基礎等撤去(旧中央図書館)								
実施設計		実施設計						
基礎等撤去工事				撤去工事				

【設計業務】

増築・大規模改修工事に係る基本・実施設計 令和4年度～令和6年度
 旧中央図書館基礎等撤去工事に係る実施設計 令和4年度～令和5年度

【工事】

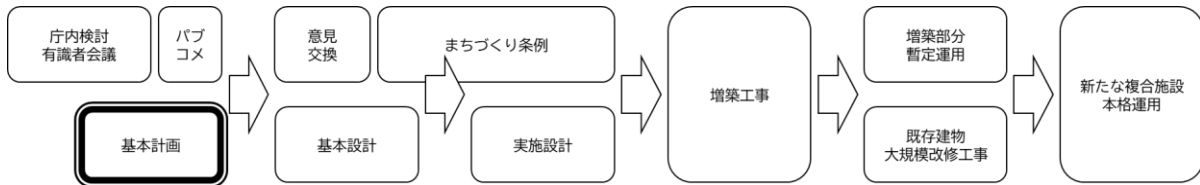
旧中央図書館基礎等撤去工事 令和5年度～令和6年度
 保健センター増築工事 令和6年度(基礎等撤去工事後)～令和8年度
 保健センター大規模改修工事 令和8年度(増築工事後)～令和9年度

IX. おわりに

新たな施設を計画する際には、そこに関わる人・団体により、どのような活動が行われるかということに着目し、意見をまとめ、かたちにしていくことで、より親しまれる施設となっていく。

本基本計画は、武蔵野市公共施設等総合管理計画庁内推進本部で示された基本的な事業の方向性をもとに策定したものである。施設のあり方については、子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議等の議論を踏まえ、市の各担当部署による庁内検討によりまとめられたものであるが、特にエントランスフロアなど、実際に利用する市民の声を活かすことが不可欠と思われるスペースが数多く存在する。

そのため、本基本計画の後に行われる基本設計においては、例えば居場所を利用する市民や、子ども子育て支援に係る関係団体等、実際の施設利用者の意見も取り入れながら、施設の建設に向けた検討を進めるものとする。



巻末資料

武蔵野市子どもと子育て家庭への支援のあり方検討

有識者会議 報告書

令和3年 12 月

〈目次〉

1	はじめに	1
2	会議について	1
	(1) 設置理由	
	(2) 検討事項	
	(3) 設置期間	
3	子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方について	1
	(1) 子どもと子育て家庭への支援に関する現状の課題について	
	(2) 望ましい支援のあり方について	
4	子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について	4
5	子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の基本的な考え方	5
	(1) 基本理念	
	(2) 基本方針	
	(3) 施設のコンセプト	
	(4) 施設の主な機能の望ましいあり方	
	(5) 新たな複合施設を中心とした子ども・子育て支援のイメージ	
6	おわりに	10

(資料)

資料1 子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議開催実績

資料2 子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議委員名簿

1 はじめに

令和3年5月10日に、子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議(以下「会議」という。)を設置し、子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方について検討を行うとともに、保健センター大規模改修及び本設移転後の既存建物の利活用を想定し、新たな複合施設に関する検討を行ったので、会議の検討結果についてここに報告する。

2 会議について

(1) 設置理由

第六期長期計画及び第五次子どもプラン武蔵野に、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の検討を行う旨記載している。

令和2年度に実施した、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会の検討結果を踏まえ、子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方及び新たな複合施設の必要性等の検討を行うため、会議を設置した。

(2) 検討事項

- ①子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方に関すること
- ②子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性に関すること
- ③上記②で新たな複合施設の必要性が認められた場合の、施設に必要な機能や規模、仕様などに関すること
- ④その他市長が必要と認めること。

(3) 設置期間

令和3年5月10日から令和4年3月31日まで

3 子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方について

(1) 子どもと子育て家庭への支援に関する現状の課題について

会議においては、まず市の現状を踏まえた子どもと子育て家庭への支援に関する課題について協議を行った。会議で挙げられた主な課題は以下のとおりであった。

- ①保護者の子育てや家庭に関する課題
 - ・各現場で子ども家庭支援センターと連携を必要とするケースが増えている
 - ・親育ちについてのサポートが必要と思われるケースも増えている

②子どもの発達に関する課題

- ・発達の気になる子どもについて、特に診断のないケースが増えているが、保護者の受容がない中での支援が難しい

③困難さの多様化に関する課題

- ・子ども自身の発達以外にも、愛着形成や家庭環境等、支援を必要とする要因が多様化している
- ・一つの機関だけでは対応できない複雑な課題を持つ家庭が増えている

④外国にルーツがある家庭に関する課題

- ・外国にルーツのある家庭が増えているが、言葉の問題などにより、支援が難しい

⑤子どもの貧困に関する課題

- ・生活困窮世帯に対するアウトリーチ^{*1}や伴走型の支援をより手厚くする必要がある

⑥子どもの居場所に関する課題

- ・不登校のケースなど、学齢期の子どもで、居場所がない子どもが一定数いると思われる

⑦支援機関の連携・マンパワー等に関する課題

- ・関係機関の間で支援に関する考え方にずれがあり、連携がうまくいかないことがある
- ・支援を必要とする家庭が増えており、支援機関のマンパワー不足が懸念される

(参考) 子ども・子育て支援に係る相談件数等の推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
妊婦相談・妊婦面接(人) ※1)	114	873	867	900	1,168	1,165
子ども家庭支援センター年間相談実件数(件)	1,052	1,379	1,412	1,514	1,729	1,677
健康課専門職相談件数(妊産婦・乳児・幼児)	3,331	4,990	5,506	6,507	8,713	8,253
乳幼児発達相談受診延人数(人)	432	431	446	573	429	211
地域療育相談室ハビット ※2)						
継続相談件数(件)	1,719	2,023	2,063	2,129	2,083	1,903
地域療育相談室ハビット ※2)						
相談実人数(人)	565	694	777	833	835	842
就学相談受付件数(人)	67	76	85	95	90	95
教育支援センター相談件数(件)	9,890	11,773	13,737	13,974	13,767	12,918
スクールソーシャルワーカー学校派遣依頼件数(件)	20	25	28	24	54	124

(※1) 平成28年度より保健センターに加え、子ども家庭支援センターでも実施

(※2) 令和2年度より「武蔵野市児童発達支援センターみどりのこども館・相談部ハビット」に変更

*1 アウトリーチ … 積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること

(2) 望ましい支援のあり方について

(1) で協議された課題を踏まえ、会議において、子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方について検討を行った。会議で出された主な意見は以下のとおりであった。

①切れ目のない支援体制が整っている

- ・保護者・家庭にとって相談先・支援にアクセスしやすい仕組みがあり、かつ関係機関同士の顔の見える関係が構築されていて、支援に関する細かい部分の認識まで共有ができています
- ・ライフステージを通じて、一貫した支援が受けられるような体制が整っている

②ポピュレーションアプローチ*2が行われている

- ・すべての家庭に対し、母子保健と子育て支援の連携による、予防を重視した支援が行われている

③重層的な支援が行われている

- ・専門機関だけでなく、親子と一番近い地域団体等も含めた、多職種連携による重層的な支援が行われている

④アウトリーチが行われている

- ・支援サービスにアクセスすることが難しい家庭に対して、積極的にアウトリーチによる支援が行われている

⑤保護者への支援が行われている

- ・各機関がコミュニケーションを取り合い、すぐにサポートできる体制が整っている
- ・子育てに困難さを感じる保護者同士がつながることのできる日常的な交流の場がある
- ・保護者が安心して適切な支援を受けられることができるよう、ソーシャルワーカーが丁寧に寄り添い、話を聞くことのできる体制が取られている
- ・必要な時に駆け込めるような、緊急時のレスパイト対応もできる体制が取られている

⑥親育ちへのサポートがある

- ・子育ての中で、親自身が成長することのできる親支援のプログラムが準備されている
- ・学生のうちから、赤ちゃんに触れたり子育てについて学んだりすることのできる機会がある

⑦居場所がある

- ・家庭や学校などに居場所がない子どもでも利用できるような地域の居場所がある
- ・子育てに困難さを感じる保護者同士がつながることのできる日常的な交流の場がある（再掲）

*2 ポピュレーションアプローチ … 保健事業の対象者を一部に限定せず集団全体に働きかけ、全体としてリスクを下げるアプローチ

⑧その他

- ・特定の困難層だけではなく、既存の施策が行き届かない層も含めて切れ目なく支援を行うことができている

4 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について

上記の望ましい支援を実施するために、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について、検討を行った。

会議では、複合施設を置くことのメリット及び課題が以下のとおり示された。

メリ ット	<ul style="list-style-type: none">○同じ施設内での日常的な認識共有を通じた関係機関の連携強化が期待できること○ライフステージを通じた一貫した支援が可能となること○複雑な課題に対する多機関の連携による一体的な支援が可能となること○相談機能の集約による分かりやすい総合相談窓口を設置できること○支援情報の一元化が可能となること○拠点としての複合施設がハブとなった他施設や地域との効果的な連携が期待できること○子どもと子育て家庭への新たな居場所や交流の場の提供も行うことができること○マンパワーが効率的に発揮できるような体制の整備が可能となること
課 題	<ul style="list-style-type: none">○施設にこだわりすぎることで地域との連携がおろそかにならないよう、地域連携の仕組みづくりが必要である○もともと各地域の身近な場所で相談できていた人が、拠点となる施設ができることで、遠くまで足を運ぶことにならないよう、各地域の身近な相談場所を残すべきである○拠点となる施設を作ることで、相談を待つ姿勢だけにならないよう、アウトリーチの体制に力を入れる必要がある○一つの相談機関でうまく関係が築けなかったときに、他の場所で新たな相談関係を築くことができるような方法を検討する必要がある

会議で検討を行った結果、上記のような課題はあるものの、複合化によるメリットは大きく、子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性は認められるとの結論に至った。

なお、上記のようなメリットを得るためには、以下の機能を中心として、その他の機能との複合化を図ることが必要である。

【複合施設で中心となるべき機能】

- 子育て世代包括支援センター（子ども家庭支援センター、健康課）
- 児童発達支援センター
- 教育支援センター

【その他複合化を検討すべき機能】

- ファミリー・サポート・センター
- 一時預かり
- ショートステイ*3・トワイライトステイ*4
- 子育てひろば
- 利用者支援事業*5
- 子どもの居場所
- 土日・24時間対応・緊急対応
- 帰国・外国人教育相談室
- 災害時支援
- 住居支援
- スヌーズレン*6
- カフェ(ラウンジ)
- 団体(サークル)支援
- 子どもの権利擁護
- 児童相談所サテライトオフィス

5 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の基本的な考え方

(1) 基本理念

上述の必要性の議論を踏まえ、今後、市として複合施設を設置する際に、どのような施設であることが望ましいかという観点から、複合施設の基本的な考え方について検討を行った。

複合施設にふさわしい基本理念として、以下の点が挙げられた。

【複合施設の基本理念】

- 子どもの権利を尊重し、子どもの最善の利益を第一に考える
- 全ての子どもと、子育てに関わる人が、必要ときにサポートを求めることができる
- 地域にひらかれた場をつくり、まち全体で子どもと子育てを支えていく

(2) 基本方針

上記の基本理念に基づき、施設の基本方針として、以下のものが挙げられた。

①「妊娠期からの切れ目のない支援を推進する」(施設内の3センターによる支援)

- ・全ての子どもと子育て家庭に対する包括的な支援
- ・母子保健と子育て支援の連携による予防を重視した支援
- ・異なるライフステージの支援者の連携による、妊娠期から18歳になるまでの一貫した支援
- ・全ての子どもの個性が尊重され、健やかな成長・発達ができるためのサポート

*3 ショートステイ … 保護者の疾病や仕事等の事由により子どもの養育が一時的に困難となった場合等に一定期間子どもを預かる事業

*4 トワイライトステイ … 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に子どもを養育することが困難となった場合等に短時間子どもを預かる事業

*5 利用者支援事業 … 子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて子育てに関する情報や支援の紹介を行うとともに、関係機関との連携の体制づくり等を行う事業

*6 スヌーズレン … 障害がある方にとって受け取りやすい感覚刺激に満たされた部屋等

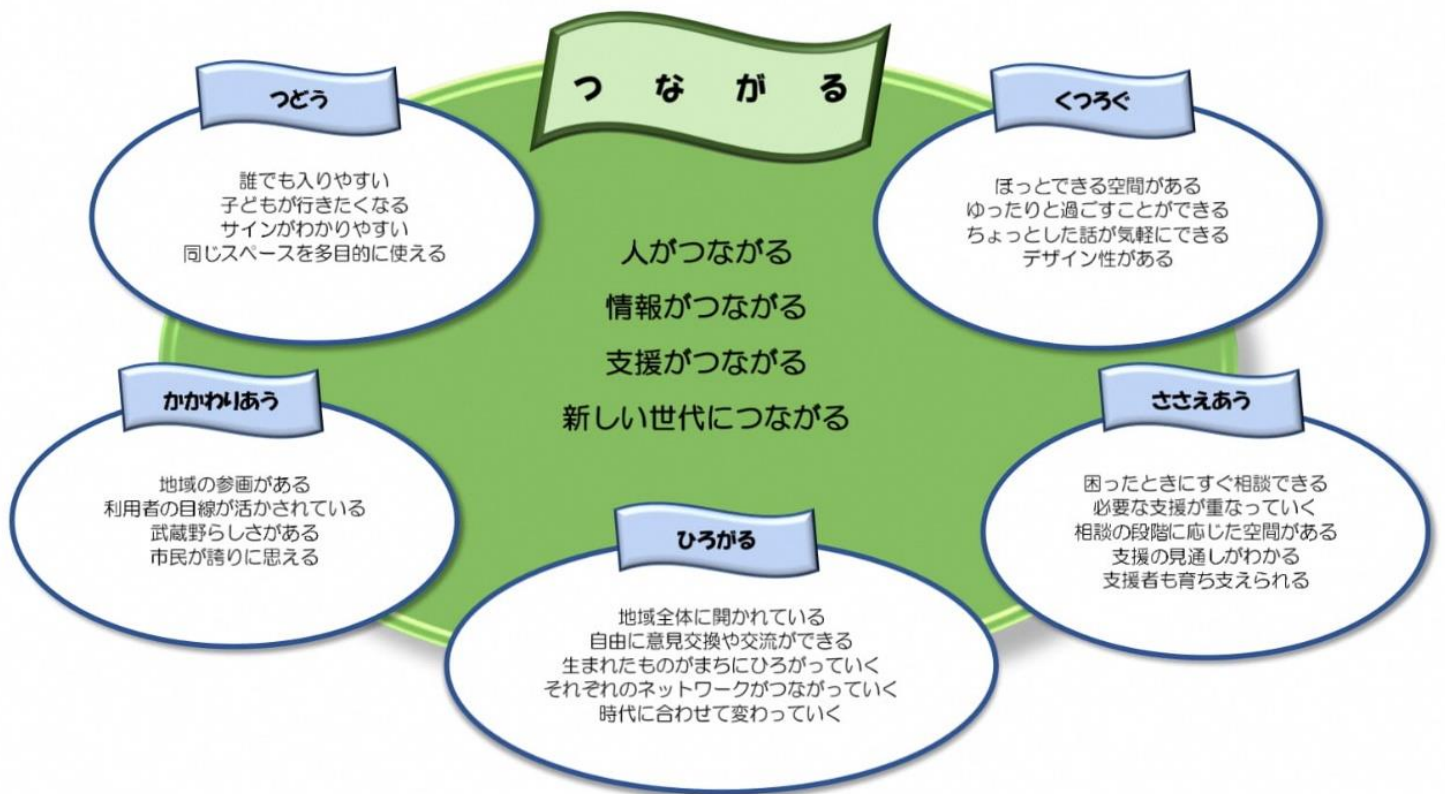
②「子どもと子育て家庭への支援のための総合拠点を置く」（総合相談、情報発信、地域連携）

- ・相談機能の集約による分かりやすい総合相談窓口の設置
- ・支援サービスや地域資源に関する総合的な情報発信
- ・既存のサービスに限定されない、多様なニーズに対する個別の相談支援
- ・多職種・多機関の連携による重層的支援のコーディネート
- ・地域の連携拠点としての、支援者同士の顔の見える関係性の構築
- ・地域の支援者に対するサポート、人材育成の推進

③「地域で育ち、地域で育てる」（エントランスフロア）

- ・誰でも来られるオープンな居場所
- ・子どもと子育て家庭のための日常的な交流の場
- ・次世代の親となる世代が子育てに触れることのできる場
- ・当事者や利用者の参画による子どもと子育て家庭への支援
- ・地域の方やアイデアを取り入れた施設運営

(3) 施設のコンセプト



(4) 施設の主な機能の望ましいあり方

①総合相談

- ・総合相談窓口が施設の核となる機能として置かれていて、それぞれの支援とつながっている
- ・総合相談窓口では、適切なサービスに関する情報提供を行うほか、必要な支援部署につなぐことができる
- ・行政のサービスだけでなく、インフォーマルな地域の情報なども提供できる

②支援のコーディネート

- ・複数の機関による支援をコーディネートすることのできる人材がいる
- ・複合的な支援を要するケースについて、コーディネーターとなる職員が、支援の全体的な経過をフォローし、必要に応じてカンファレンスの開催等呼びかける体制が取られている
- ・施設全体として、切れ目のない、一体的な支援が行われているということが、利用者に分かりやすく示されている
- ・施設で受けた相談から施設外の支援や資源につなぐことができる
- ・支援のコーディネート機能が、総合相談機能と十分連携している

③施設内の3センターによる支援

- ・施設内の子育て世代包括支援センター、児童発達支援センター、教育支援センターの3センターによる一体的、包括的な支援が行われている
- ・相談支援を行う職員の座席が近いスペースに配置され、日常的に支援に関する認識の共有が図られている
- ・母子保健を入口として、全ての子どもと子育て家庭への切れ目のない支援が行われている
- ・母子保健と子育て支援が一体的に実施され、予防を重視した支援が行われている
- ・必要なときに、すぐに関係者が集まって、支援に関する意見交換を行うことができている
- ・一人の子どもの発達を複数の専門職の目で見ることができている
- ・3センター職員の計画的な人材育成が行われている
- ・アウトリーチによる支援も積極的に行われている

④地域連携

- ・施設内の機関だけでなく、地域のさまざまな機関と連携するための拠点となっている
- ・地域のさまざまな支援者が集まることのできる場となっている
- ・地域のボランティアの活動のサポートや、つながりづくりを行う人材がいる
- ・支援に係わる地域の人材育成が行われている
- ・常設の機関や専門職だけでなく、外部の支援者や専門職が施設を訪れる体制が取られている

⑤支援情報の一元化

- ・母子保健の段階で保有する支援情報が、ライフステージを通じて切れ目なくつながっていく
- ・施設内の各支援機関が、それぞれの保有する支援情報をデータで共有することができる

- ・それぞれのサービスごとに保有している支援情報を共有する仕組みが作られている
- ・既存の様々なツールの一体化や連携が図られている
- ・支援情報を共有することに関して、信頼関係に基づいた本人同意が取られている
- ・幼稚園、保育園、学校も含めた、施設外の機関との情報連携について、子どもへの適切な支援という観点から、情報の取り扱いについての認識が共有されている

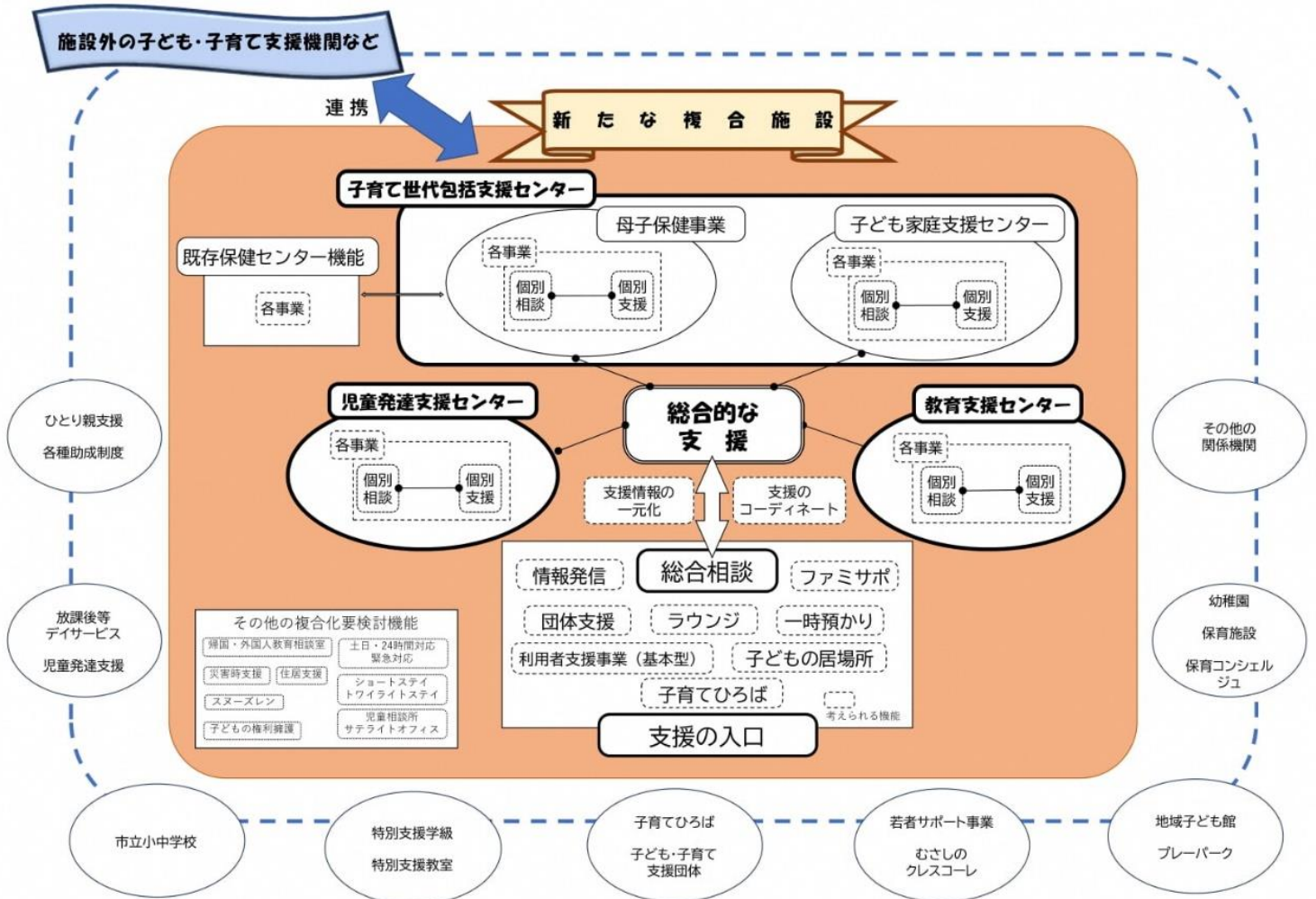
⑥情報発信

- ・市民に向けた子ども・子育て支援情報の一元的な発信やPRが行われている
- ・利用者がこれからどのようにサポートを受けられるのか、見通しを持てるような情報発信が行われている
- ・関係機関・支援者に対して、施設の支援機能や役割について分かりやすく伝えることができている

⑦エントランスフロア

- ・施設のエントランス部分について、誰もが気軽に入りやすく、過ごしやすい空間設計がなされている
- ・エントランスフロアに、飲食可能なオープンスペースがあり、気軽な会話や交流ができる
- ・エントランスフロアに、子育て中の方や子どもにとっての居場所となるスペースが配置されている
- ・エントランスフロアに、子育て中の方が気軽に使うことのできるサービスが用意されている
- ・エントランスフロアにいるスタッフが、日常的な会話や情報交換を通じて、必要な方に適切なサービスを紹介できる体制が取られている
- ・利用者同士の交流など、エントランスフロアの各機能が係わりあうことのできる仕組みがある
- ・エントランスフロアが総合相談機能とつながる仕組みができており、今後の支援の入口にもなっている

(5) 新たな複合施設を中心とした子ども・子育て支援のイメージ



6 おわりに

以上のとおり、会議において、子どもと子育て家庭への望ましい支援のあり方、新たな複合施設の必要性及び複合施設の基本的な考え方等について検討を行った。

本報告書は、市の子どもと子育て家庭への支援のあり方について、会議としての考え方を示したものである。本報告書の内容については、子どもと子育て家庭への支援を行う際に参照するとともに、今後、市として子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設について検討を行う際にも参考とされたい。機能の複合化が十分効果を発揮するためには、組織的に縦割りになることなく、各機関が子どもと子育て家庭への支援に関して目的を共有し、連携することが必要である。施設検討の段階から、市の関係部署がその点に留意し、施設のコンセプトをともに具体化していくことが望ましい。

また、可能であれば複合化することが望ましいと思われる機能等について、物理的な制約などから、そのすべてを新たな施設に含むことができないことは当然想定される。その場合も、施設外の各機能と十分連携することで、市として適切な支援を行ってほしい。

なお、新たな施設は保健センター機能を有することが前提であることから、新型コロナウイルスをはじめとした感染症への対応など、市の公衆衛生活動の拠点施設となることが想定される。施設の設計にあたっては、感染症対策について考慮することに加え、有事の際の施設活用方法についても、あらかじめ想定しておくべきものとする。

資料1 子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議開催実績

会議	開催日	議題
第1回	令和3年 5月10日(月)	(1) 委員長選出 (2) 副委員長選出 (3) 子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議について (4) 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設庁内検討委員会(令和2年度)検討結果について (5) 子どもと子育て家庭への支援における現状の課題について
第2回	令和3年 6月15日(火)	(1) 子どもと子育て家庭への支援に関する望ましい支援のあり方について (2) 子どもと子育て家庭への支援に関する新たな複合施設の必要性について
第3回	令和3年 7月6日(火)	(1) 施設の複合化に関する市の検討状況について (2) 複合施設に必要な機能について (3) 中間のまとめに向けて
第4回	令和3年 10月1日(金)	(1) 新たな複合施設の基本的な考え方について (2) 新たな複合施設の機能について
第5回	令和3年 11月18日(木)	(1) 新たな複合施設の基本的な考え方について (2) 会議報告書(案)について

資料2 子どもと子育て家庭への支援のあり方検討有識者会議委員名簿

	氏名	役職
1	橋本 創一(委員長)	東京学芸大学 教育実践研究支援センター 教授
2	箕輪 潤子(副委員長)	武蔵野大学 教育学部幼児教育学科 准教授
3	平沼 勝也	武蔵野市立みどりのこども館 館長
4	富樫 京子	武蔵野市保育相談員
5	大田 静香	武蔵野市助産師会 会長
6	松田 妙子	NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会 理事
7	加藤 篤彦	武蔵野東第一・第二幼稚園 園長
8	西巻 民一	西久保保育園 園長
9	赤羽 幸子	武蔵野市立井之頭小学校 校長
10	菅野 由紀子	武蔵野市立第二中学校 校長
11	勝又 隆二	武蔵野市子ども家庭部長

武蔵野市立保健センター増築及び複合施設整備基本計画（素案）

令和4年2月

武蔵野市

担当課：総合政策部企画調整課